

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月26日

【事業年度】 第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 オンコセラピー・サイエンス株式会社

【英訳名】 OncoTherapy Science, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 富田 憲介

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
事業収益 (千円)			804,491	1,972,835	3,327,575
経常利益(は経常損失) (千円)			1,311,905	314,281	119,494
当期純利益(は当期純損失) (千円)			1,323,362	202,073	148,249
純資産額 (千円)			8,523,191	8,491,436	8,645,025
総資産額 (千円)			8,771,983	9,108,161	9,051,130
1株当たり純資産額 (円)			43,443.56	41,867.36	42,126.00
1株当たり当期純利益(は当期純損失) (円)			6,763.65	1,022.51	739.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					636.88
自己資本比率 (%)			97.2	91.7	94.2
自己資本利益率 (%)					1.8
株価収益率 (倍)					194.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)			1,091,497	346,225	223,504
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)			3,613,034	2,440,363	5,902,584
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)			13,010	146,281	91,832
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)			4,228,814	2,280,958	7,868,370
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (名)	()	()	55 (9)	75 (13)	87 (23)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第6期より連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3 第6期及び第7期の自己資本利益率、株価収益率、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
事業収益 (千円)	1,580,000	1,164,764	804,491	1,972,835	3,327,575
経常利益(は経常損失) (千円)	72,464	544,602	1,138,523	183,602	251,114
当期純利益(は当期純損失) (千円)	17,392	525,700	1,149,762	306,795	213,315
持分法を適用した場合の投資利益(は投資損失) (千円)	7,482	78,400			
資本金 (千円)	3,438,078	3,458,845	3,465,396	3,483,011	3,492,620
発行済株式総数 (株)	192,575	194,325	196,190	199,591	202,341
純資産額 (千円)	10,246,702	9,762,535	8,625,873	8,379,198	8,664,697
総資産額 (千円)	10,994,845	10,128,145	8,870,168	8,961,543	9,049,928
1株当たり純資産額 (円)	53,208.89	50,238.19	43,966.94	41,857.14	42,437.48
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益(は当期純損失) (円)	92.11	2,718.16	5,876.39	1,552.41	1,063.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	73.00				916.40
自己資本比率 (%)	93.2	96.4	97.3	93.2	94.9
自己資本利益率 (%)	0.2				2.5
株価収益率 (倍)	3,561.0				135.4
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	279,073	550,898			
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,287,309	4,597,804			
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,703	41,027			
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,832,402	8,920,336			
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (名)	48 (8)	54 (8)	50 (8)	67 (11)	79 (23)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第5期、第6期及び第7期の自己資本利益率、株価収益率、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年4月	癌関連遺伝子及び遺伝子産物を利用した癌治療薬、癌治療法及び癌診断薬の研究開発を目的として、東京都港区芝に設立。
平成13年5月	東京大学医科学研究所と共同研究を開始。
平成13年11月	東京都港区白金台に本店移転。
平成14年6月	株式会社医学生物学研究所と癌関連遺伝子を利用した癌の診断薬及び研究用試薬の研究開発で提携。
平成14年7月	萬有製薬株式会社より肝臓癌に対する低分子化合物の治療薬開発のためのスクリーニング系の作製を受託。
平成14年8月	塩野義製薬株式会社と癌関連遺伝子情報を利用した肺癌、前立腺癌及び乳癌に対する低分子化合物の治療薬の研究開発で提携。
平成14年10月	東京都港区の本店所在地に自社の研究所を開設。
平成15年9月	三共株式会社と肺癌の抗体医薬による治療薬の研究開発で提携。
平成15年9月	株式会社医学生物学研究所及び同社子会社である株式会社抗体研究所の3社間で、当社の研究成果である癌関連遺伝子情報をもとに、医学生物学研究所グループが有する抗体作製技術を用いて、制癌作用を有する抗体医薬の医薬品候補物質を共同で開発する旨の共同研究契約を締結。
平成15年10月	大塚製薬株式会社と大腸癌に対する癌ワクチンの研究開発で提携。
平成15年11月	株式会社バルマビーズ研究所、三光純薬株式会社、及びイーザイ株式会社との間で、診断薬開発を目的に、肺癌関連遺伝子情報の提供にかかる契約を締結。
平成15年12月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。
平成16年3月	株式会社ヤクルト本社との間で肺癌を対象とした治療用抗体医薬の研究開発にかかる契約を締結。
平成16年6月	株式会社クレハとの間で膵臓癌を対象とした治療用抗体医薬の研究開発にかかる契約を締結。
平成16年8月	抗体医薬の商業化（開発・販売）を目的として株式会社医学生物学研究所と合併にてイムナス・ファーマ株式会社を設立。
平成17年3月	本社及び本社ラボ施設を神奈川県川崎市高津区に移転し、同所に創薬研究所を開設。
平成17年4月	扶桑薬品工業株式会社との間で新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約を締結。
平成18年3月	新生血管阻害剤OTS102の第 相臨床試験の治験計画届を提出。
平成18年6月	ペプチド・ワクチンの開発を目的として、連結子会社となるワクチン・サイエンス株式会社を設立。
平成18年6月	各種治験、臨床研究等のサポート業務を目的として、徳洲会グループと合併で、株式会社未来医療研究センターを設立。
平成18年12月	扶桑薬品工業株式会社との間で新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約について、新たな癌種への適応拡大の契約を締結。
平成19年9月	新生血管阻害剤OTS102の第 相臨床試験投与を開始。
平成19年9月	関連会社イムナス・ファーマ株式会社の株式取得により連結子会社化。
平成19年9月	連結子会社のワクチン・サイエンス株式会社を吸収合併。
平成19年12月	大塚製薬株式会社が平成15年10月に締結済みの癌治療用ペプチドワクチンに関する契約のオプション権を行使するとともに、大塚製薬株式会社との間で、新たに1種の癌関連遺伝子に由来する癌ペプチドワクチンを契約に追加する旨の覚書を締結。
平成20年1月	大塚製薬株式会社と膵臓癌で同定された7種の癌関連遺伝子に対する癌ペプチドワクチンの全世界における独占的な開発・製造・販売権を大塚製薬株式会社に供与する契約を締結。（1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、対象国として日本は除く。）
平成21年1月	新生血管阻害剤OTS102の第 / 相臨床試験投与を開始。
平成21年2月	塩野義製薬株式会社と膀胱癌で同定された2種の癌関連遺伝子、食道癌並びに肺、気管支及び頭頸部における扁平上皮癌で同定された3種の癌関連遺伝子に対する治療用ペプチドワクチンの全世界における独占的な開発・製造・販売権を塩野義製薬株式会社に供与する契約を締結。

3 【事業の内容】

(1) 当社の設立経緯について

当社は、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長である中村祐輔教授の研究成果(シーズ)を事業化することを目的として平成13年4月に設立したいわゆる研究開発型ベンチャー企業です。

また当社は、大学との共同研究の実施とその成果の事業化に加えて、研究の中心人物である中村祐輔が当社取締役(非常勤)に就任しているほか、本書提出日現在、東京大学を中心とした各大学や研究機関の研究者(教授及び講師等)5名が当社顧問として兼業する等、「産学連携型」企業としての特性を有しております。

(2) 当社事業の背景について

ゲノム研究の進展について

1990年代より欧米を中心としてゲノム(1)研究が活発に進められており、平成12年6月には、いわゆる「ヒトゲノム・プロジェクト(2)」等によってヒトゲノム解読完了が宣言されております。現在では、30億からなるヒトゲノム遺伝暗号の読み取りがほぼ終了し、現在ヒトの遺伝子総数は約23,000種類程度であると予測されております。これと前後した様々なバイオ・テクノロジーの進歩等により、「ゲノム創薬」への応用が現実のものとなりつつあります。

「ゲノム創薬」とは、遺伝子及び遺伝子が作り出すタンパク質等の情報に基づき、疾患の原因である新規創薬ターゲットの発見とそれらを標的とする治療薬の有効性や安全性の検討等を行い、医薬品を論理的・効率的に作り出すものであります。近年において、癌、糖尿病、高血圧や、慢性関節リウマチなど、多くの疾患に遺伝子が関係することが明らかになっており、疾患に関係する遺伝子を同定し、それを標的とすることで、疾患の症状を軽減させる対症療法ではなく、疾患の原因を除去する効果的な医薬品開発が可能となるものと考えられております。

また、バイオ・テクノロジーの進歩に伴い、疾患関連遺伝子探索、遺伝子機能解析に加えて、SNPs(3)、プロテオミクス(4)、バイオ・インフォマティクス(5)等の各研究分野も急速に進展しており、多くのベンチャー企業が創設される等、ゲノム研究分野はその市場規模の拡大が見込まれております。

なお、こうした技術及び研究の進歩への対応として、欧米の大手製薬企業等は、多大な研究開発費を確保するためのM&A戦略を実施する一方で、自社での研究開発活動に加えて、特に、基礎研究分野や、より専門性の高い分野等においては、ベンチャー企業、大学や社外の研究機関等との提携による外部リソースの活用を積極的に行う事が近年一般的になっております。

抗癌剤分野について

従来の癌治療法は、一般に、癌細胞を除去し、あるいは死滅させることに重点が置かれ、その主流は、外科的切除、放射線療法及び抗癌剤投与による化学療法並びにこれらの組み合わせによるものであります。しかし、これらの治療法は、いずれも患者に対する強い侵襲作用があり、特に化学療法は、抗癌剤を生体内に投与して分裂をつづける細胞に対して無差別な攻撃を行うものであり、癌細胞だけでなく正常細胞にも強い毒性を発揮する欠点があります。その結果、患者により個人差はあるものの、骨髄抑制、脱毛、吐き気、嘔吐又は下痢等の副作用により癌患者に相応の負担を強いることとなり、抗癌剤の使用範囲は限られたものとなり、また、抗腫瘍活性も期待された程得られない状況で、従来の癌治療法に代わる、より有効で患者に対して負担の少ない治療法の開発が望まれておりました。

近年、分子生物学(6)及びヒトゲノム研究の進展等に伴い、特定の分子のみを標的としたいわゆる分子標的治療薬(7)と呼ばれる医薬品開発が進められており、乳癌、白血病、肺癌、大腸癌等に対する新たな抗癌剤が登場しております。これらの抗癌剤は、従来の化学療法と比較して効果が高かつ副作用が抑えられ、より長期間の投薬が可能となるものであります。現在、このような新たな抗癌剤の開発が世界各国で進められており、今後の癌治療に高い効果を発揮するものと期待されております。

このように、分子標的治療薬の登場に加え、人口の高齢化や、既存の抗癌剤より効果が高かつ副作用の少ない薬剤の登場により患者の生存期間が長くなることによる治療の長期化、製薬会社による更なる分子標的治療薬の研究開発推進等の動向から、当社は、抗癌剤の市場は今後も拡大していくものと予測しております。

(3) 事業内容について

当社グループは、大学や企業との共同研究等によって得られた成果(1. 癌細胞において特異的に発現する遺伝子の網羅的解析により単離(8)された癌関連遺伝子情報、2. 癌関連遺伝子が作り出すタンパク質その他の遺伝子産物の機能解析情報等、3. 1及び2の成果を活用し得られた医薬品候補物質)を製薬企業等に対して提供するほか、新生血管阻害剤OTS102の臨床開発を実施する等、医薬品に関する研究開発事業を行っております。

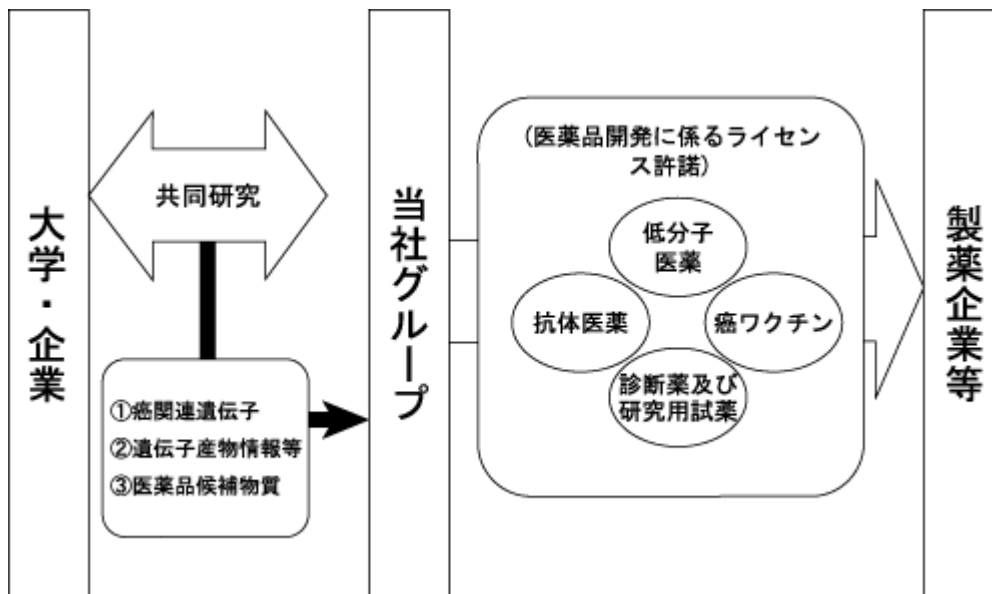
当社グループの製薬企業等に対する上記「癌関連遺伝子情報」、「遺伝子産物情報」、及び「医薬品候補物質」の提供は、原則として各種癌種毎、開発用途毎及び特定の医薬品候補物質毎に、医薬品等の開発、製造及び販売に係るライセンスを許諾する形態により実施しております。

癌関連遺伝子情報等の提供について

これまで、当社グループがライセンスの許諾を実施した医薬品等の開発用途は、「低分子医薬」、「抗体医薬」、「癌ワクチン」及び「診断薬及び研究用試薬」の4用途であります。

当社グループの事業概念図は以下の通りであります。

< 当社グループの事業概念図 >



< 開発用途の説明 >

低分子医薬は、単離された癌関連遺伝子が作りだすタンパク質等を創薬ターゲットとして、その機能を阻害する低分子化合物を見つけ出し、抗癌剤の開発を行います。一般に、製薬企業は、低分子化合物（ 9）に関する創薬研究に関して、長年にわたる豊富な経験と知識を蓄積しており、また化合物ライブラリーを有しています。当社グループから提供される遺伝子情報等に基づき、医薬品となり得る化合物をスクリーニングし、医薬品開発を行うものであります。

抗体は、特定のタンパク質(抗原)に対して特異的に反応し、それらを異物として排除する特性をもつ生体内物質であり、細胞障害性T細胞（ 10）等とともに、生体の免疫反応を担っております。癌の抗体医薬とは、この抗体の特性を利用して、癌関連遺伝子産物が細胞膜あるいは細胞外に存在する場合に、その遺伝子産物の機能を阻害する抗体により抗癌剤としての開発が可能なものをいいます。

癌ワクチンとは、治療対象とする癌遺伝子に関連するタンパク質の断片(ペプチド)（ 11）を事前に体内に投入することにより、対応する細胞障害性T細胞の増殖及び活性化を促し、自己の免疫力を高めることにより癌細胞を殺傷することができるようにする癌治療用のワクチンであります。当社グループは、癌ワクチンの医薬品候補物質となるペプチドを特定した上で、製薬企業等に提供しております。

診断薬とは、血液や尿に含まれる特定の物質等を測定することにより、疾患の診断を行う医薬品であり、癌の診断薬は、癌マーカーと呼ばれる癌増殖に伴って増加する物質や、癌細胞の増殖に反応して生体側が多く産生する物質を測定することにより癌発症の診断を行うものであります。また、研究用試薬は、癌の発症機構や転移機構の解明及び対応策の研究等に用いる試薬であります。当社グループは、特定された癌関連遺伝子が作りだす遺伝子産物等を癌マーカーとして用いることにより、従来は困難であった膵臓癌を始めとする多くの癌の早期発見及び癌の進行状況把握とその予測、更に治療後の効果判定及び予後への対応策等にも利用が可能となるものと考えております。診断薬企業等が、当社グループが提供する癌関連遺伝子及び遺伝子産物情報等を用いて、診断薬及び研究用試薬の開発を行うものであります。

提携による収益について

バイオベンチャー企業と製薬企業等との契約については、一般に、契約一時金、研究協力金、開発協力金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティ等といった段階的に対価を収受する契約形態が採用されております。これは、製薬企業等において医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いものであることに起因するものであります。当社が現在締結する契約も同様であり、また、今後締結する契約においても同様の形態が想定されます。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しており、研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗(予め設定されたイベント達成等)に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

当社が契約に基づき受領する収益のうち、研究協力金及び開発協力金については、研究及び開発の内容等に応じて複数年に渡り受領することとされておりますが、一部については当該協力金について規定されていないものもあります。また、一般的に医薬品の開発期間は基礎研究開始から上市までに通常10年以上の長期間に及ぶものでもあります。なお、発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

さらに、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

(4) 医薬品開発における事業領域について

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各癌種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなる癌特異的分子を同定し、その機能解析を行うことを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっております。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い、創薬研究へと拡大しております。癌ワクチンにつきましては、新規ペプチドワクチンの探索を進め、低分子医薬につきましては、特異的阻害剤獲得のため、大規模化合物ライブラリーのスクリーニングによるヒット化合物探索を進め、その後構造活性相関研究による新規化合物合成を進めております。そこで得られた高活性リード化合物につきましては、薬物動態特性も考慮したリード最適化を進め、in vivo (12) での薬効試験を開始しております。

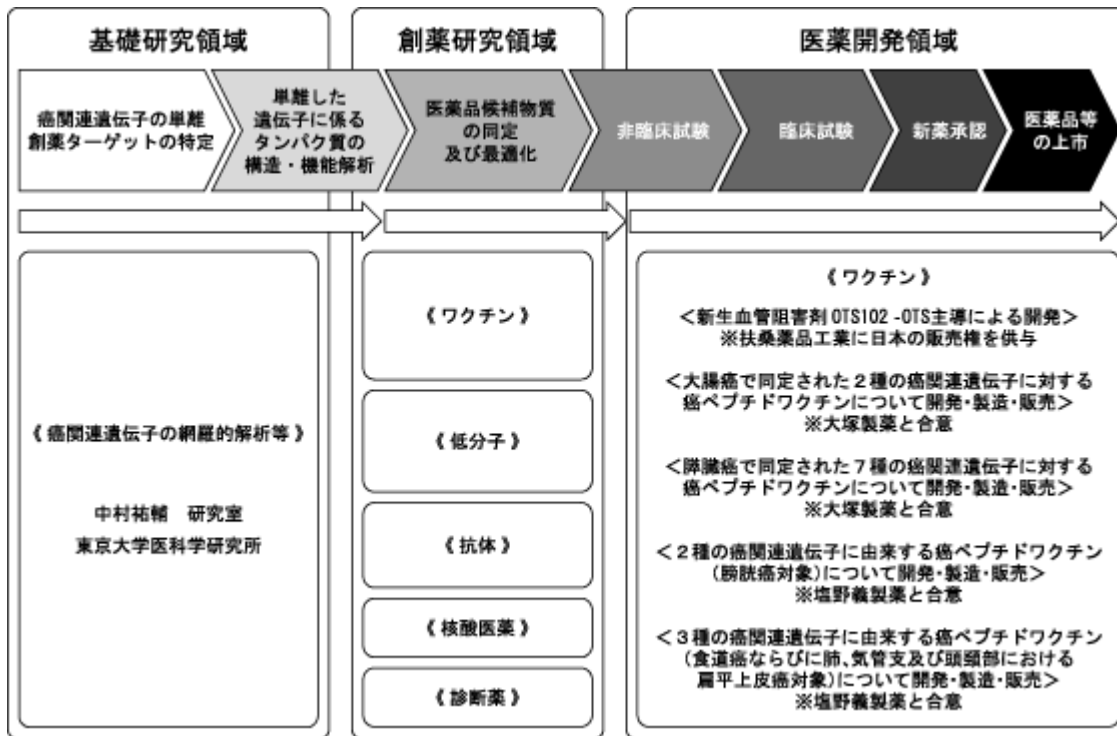
医薬品の開発につきましては、平成21年1月に新生血管阻害剤OTS102の第 Ⅰ 相臨床試験の患者への投与を開始したほか、複数のペプチドワクチンが臨床試験開始に向けて非臨床試験を実施中、または準備中となっております。

このほか臨床応用を目指した抗体医薬、核酸医薬の創薬研究を当社研究開発本部において実施しております。

以上のように、当社グループは「より副作用の少ない癌治療薬・治療法を一日も早く癌に苦しむ患者さんに届けること、癌との闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの事業領域は次の通りです。

< 研究開発領域の概念図 >



〔用語解説〕

- (1) ゲノム
生物の染色体と遺伝子の完全なセットを意味し、1つの生物がもつ遺伝情報のすべて、あるいはDNAの全体を指します。
- (2) ヒトゲノムプロジェクト
ヒトの遺伝情報の総体であるヒトゲノム（染色体24本に分配されている30億塩基対DNA）をすべて解読しようという国際的なプロジェクトの総称、1988年に、有力な科学者主導でヒトゲノムの解析を実施すべく、ヒトゲノム機構（HUGO）が設立され、このうち1990年10月に、同機構の指揮のもとで正式に国際的にプロジェクトが開始されました。日本でも、1991年から解読が本格化されました。計画開始当初、2005年をメドに全長配列決定をする予定でしたが、シーケンス技術の急速な進歩、およびゲノムの大量解読を行うベンチャー企業の追いあげにともない、当初の計画は大幅に前倒しされることになり、2000年6月には、解読結果の概略が発表されております。
- (3) SNPs
Single Nucleotide Polymorphism (=1塩基多型) の略語、DNAの塩基配列は、同じヒトであっても個人によって僅かずつ異なっていることがわかっており、これが全ゲノム中の約1%、数百万箇所あるとされております。こういった遺伝子の相違の中で最も頻繁に見られるのが、塩基配列のある箇所ではA・TとG・Cの塩基ペアが1箇所だけ置き換わっているSNPであり、疾患の罹りやすさ、薬の効きやすさ、副作用の出やすさなどが個人で異なることもSNPに関連すると思われることから、ゲノム創薬においても重要視されている研究テーマの一つとなっております。
- (4) プロテオミクス
ゲノム情報とそれによって作られるタンパク質の関連を生命活動に照らし合わせて包括的に行う研究のこと。具体的には、発見された遺伝子の機能解析、作られるタンパク質の調節機構の解析、タンパク質同士の相互作用の研究、疾患・病態とタンパク質の働きの関連性などが課題とされております。
- (5) バイオインフォマティクス
バイオ研究において、情報科学と生命科学の融合領域で生命情報科学をさします。ゲノムの塩基配列情報やタンパク質の構造情報などをコンピューター処理して活用する技術、コンピューターを用いた遺伝子およびタンパク質の構造・機能解析に始まり、それらの分子の生体内での作用や発現レベル、相互作用、病態との関わりなどの情報を含んだ生体情報解析あるいはデータベース化するようなシステムの総称であります。
- (6) 分子生物学
もともと生物学は、生物の形態・分類・進化・行動や遺伝に法則性を見だし、そこから生命の本質を探ろうとする学問でした。1950年代にワトソンとクリックにより遺伝物質DNAの分子構造が提唱されたとき、初めて生物学者が、生物を分子のレベルで説明する可能性を認識し、ここに分子生物学が生まれました。現在、分子生物学は医学・薬学・農学・バイオテクノロジーの領域の最も重要な基礎分野として、その成果は、様々な応用技術の基盤となっております。
- (7) 分子標的治療薬
ある分子に作用することがわかっている低分子化合物や抗体などを選択することによって作られ、疾患に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬のこと。従来の治療薬に比べて効果が高かつ副作用が少ないとされ、近年、がん治療などで注目されております。
- (8) 単離
遺伝子についての単離とは、遺伝子の機能解析等により、ある機能を持つ遺伝子を特定することです。
- (9) 低分子化合物
抗癌剤をふくめ、医薬品には分子量の大きい高分子物質、たとえば抗体のようなタンパク質などの高分子物質と、相対的に分子量の小さい低分子物質があります。概ね分子量が1,000前後のもので、一般に低分子とされており、低分子物質は低分子化合物ともよばれております。大半の低分子化合物は有機合成化学の手法で人工的に作られておりますが、あらかじめ合成されて集積されている多数の化合物の集合、すなわち、化合物ライブラリーの中から、抗癌効果をもつ化合物を選び出すスクリーニングが製薬企業では行われております。
- (10) 細胞障害性T細胞
細胞障（傷）害性T細胞は、抗体とともに、私たちの体の免疫反応を担う細胞であります。抗体は、血液や分泌液などの中に通常存在することから体液性免疫ともよばれるのに対し、細胞障害性T細胞は、細胞が作用の中心なので、細胞性免疫ともよばれております。細胞障害性T細胞の癌細胞に対する機能は、癌抗原を認識し、その癌抗原が提示されている細胞を殺傷するものであります。
- (11) ペプチド
タンパク質又はタンパク質の断片のこと。
- (12) in vivo
「体の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に生体内(主に実験動物)での実験的検証を意味します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) イムナス・ ファーマ株式会 社	神奈川県川崎市 高津区	340	抗体医薬の開発	54.3	役員の兼任 当社役員 3名
(持分法適用関 連会社) 株式会社未来医 療研究センター	東京都千代田区	100	各種治験、臨床 試験等のサポー ト業務	30.0	役員の兼任 当社役員 1名

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品の研究及び開発	79(21)
全社(共通)	8(2)
合計	87(23)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 従業員数の大幅な増加要因としましては、研究開発の進展に伴う採用増加であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
79(23)	32.9	3.0	4,918

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数の大幅な増加要因としましては、研究開発の進展に伴う採用増加であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融危機の影響を受けた実体経済の悪化から企業収益が低迷しております。

医薬品業界においては、後発品の一層の使用促進等により新薬メーカーにおいては生き残りをかけた新薬開発競争が激しさを増し、また国内外の製薬企業間では、提携・合併・再編が進行しております。

当社グループにおいては、東京大学医科学研究所との共同研究成果である癌関連遺伝子の情報を基に、低分子医薬、抗体医薬、ワクチン、核酸医薬等の医薬品の用途毎に、創薬研究として医薬品候補物質の同定及び最適化を積極的に展開しているほか、新生血管阻害剤OTS102をはじめとした複数のペプチドワクチンの開発を実施しております。

当連結会計年度における事業収益につきましては、提携先製薬企業からの契約一時金、マイルストーンならびに開発協力金を受領し、連結事業収益は3,327百万円（前期比1,354百万円の増加）となりました。

一方、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進により、連結経常利益は119百万円（前期は314百万円の損失）、連結当期純利益は148百万円（前期は202百万円の損失）となりました。

当社グループは、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長中村祐輔教授と共同で、ほぼ全ての癌を対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既に多くの癌治療薬開発に適した標的タンパクを同定しております。また、近年それらの標的に対し、癌ワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬（siRNA医薬）の、より製品に近い創薬研究も積極的に展開し、既に、第Ⅰ相臨床試験を実施中の新生血管阻害剤OTS102のほか、現在臨床試験を準備中の医薬品候補物質を複数有しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子（約23,000遺伝子）の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイ（13 14）のシステムにより大腸癌、胃癌、肝臓癌、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道癌、前立腺癌、膵臓癌、乳癌、腎臓癌及び膀胱癌について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報から癌で発現が高く正常臓器では発現の低い遺伝子を選択し、更に機能解析により、癌の発生の原因として機能していると特定した多数の遺伝子を分子標的治療候補遺伝子として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

癌ワクチンにつきましては、これまでに日本人及び欧米人に多く見られるHLA-A24及びA0201を中心に大腸癌、胃癌、肺癌、膀胱癌、腎臓癌、膵臓癌、乳癌及び肝癌を標的とした計27遺伝子を対象としたペプチドワクチンを既に同定しておりましたが、新たに肺癌1遺伝子、膵臓癌1遺伝子に対するペプチドワクチンを同定しました。また、日本またはアジア圏で広く分布の見られるA24及びA0201以外のHLAにも適用可能なペプチドワクチンの同定も引き続き進めております。現在、より多くの候補ペプチドの単離を目指し、乳癌、肝臓癌、膵癌、肺癌、腎癌及び大腸癌を標的としたペプチドワクチンのスクリーニングを実施しております。

低分子医薬につきましては、2種の癌特異的リン酸化酵素に関して、構造活性相関研究による多数の新規化合物合成を進めております。既に得られた高活性リード化合物につき、薬物動態特性も考慮したリード最適化作業を進め、in vivoでの薬効試験も開始しました。また、大規模化合物ライブラリのスク

リーニングから得られた有望な高活性新規骨格化合物群についても、構造活性相関研究による新規化合物の合成を進めました。さらに、別の1種の癌特異的酵素タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングの結果得られた多様な高活性ヒット化合物群の中から、リード化合物獲得に向けた構造活性相関研究の対象とすべき構造骨格を選択し、新規化合物合成を開始しました。以上の他、3種の癌特異的酵素タンパク質に関して、特異的阻害剤獲得のため、大規模化合物ライブラリのスクリーニングによるヒット化合物探索を進めました。

抗体医薬につきましては、3分子に絞り込んだ治療標的となる癌特異的抗原について、マウスモノクローナル抗体ならびにキメラ抗体の癌治療用抗体としての評価を行っております。1標的については、非臨床試験に入るべくGMPグレードの抗体作製中です。残りの2標的については、担癌マウスにおいて腫瘍部位への選択的な集積を呈する抗体のいくつかを放射性同位体で標識し、抗体を担癌マウスに投与することで、高い治療効果を呈しております。これらの抗体についても現在、創薬化に向けた非臨床試験の準備を進めております。また、有望なマウス抗体の候補に関しては、順次キメラ化作業を進行させており、更なる検討を行っております。

siRNA医薬につきましては、肺癌及び卵巣癌を標的とした創薬研究として、担癌マウスを用いた治療効果を評価すべく、標的遺伝子の再選定を行いました。創薬研究の候補としてさらに12分子を選抜後に*in vitro* (15)にて再評価を行い、肺癌及び卵巣癌に限らず、抗腫瘍効果が強く幅広い癌種への応用が期待できる6分子を創薬化の第一候補として選定いたしました。*in vivo*での治療実験を行うべく、評価系の構築を行い現在、治療実験の準備を進めております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を、多岐にわたり展開しております。

< 医薬・診断薬開発領域 >

医薬開発領域においては、扶桑薬品工業株式会社と提携しています癌の新生血管阻害剤OTS102は、膵癌に対する第Ⅰ相臨床試験を行っております。OTS102については、平成18年12月に扶桑薬品工業株式会社との間で、新たな癌種への適応拡大についても提携いたしました。平成21年前半にも本適応の第Ⅰ相臨床試験を開始する予定となっております。平成19年12月に大塚製薬株式会社と以前より提携していた大腸癌ペプチドワクチンについて、医薬品としての開発に進むことで合意いたしました。現在、GMP下でのペプチド合成を実施しており、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験の準備をしております。さらに、大塚製薬株式会社と平成20年1月に膵臓癌に対するペプチドワクチンの開発について提携が成立いたしました。現在、一部のペプチドについてはGMP下でのペプチド合成が終了し、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験を開始いたしました。平成21年中に第Ⅰ相臨床試験を開始する予定となっております。膀胱癌及び食道癌、肺ならびに気管支及び頭頸部における扁平上皮癌を対象としたペプチドワクチンにつきましては、平成21年2月に塩野義製薬株式会社と提携が成立し、すでにGMP下でのペプチドの合成を終了し、現在、非臨床試験を実施中です。

診断薬開発においては、臨床の現場で使用しうる十分に特異性の高い診断薬が現在存在していない膵臓癌及び肺癌等の疾患に対し、提携先であります株式会社医学生物学研究所は、当社が見出したそれぞれの疾患に重要な役割を持つ遺伝子を標的として、それらについてキット化を行い予備的臨床試験を開始し、可能な限り早期の承認、上市を目指し開発を進めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、5,587百万円増加し、7,868百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は、223百万円（前年同期は346百万円の資金の獲得）となりました。これは、税金等調整前当期純利益額83百万円、減価償却費133百万円の計上により、資金が増加した一方で、

売上債権229百万円、前渡金210百万円増加したことが、資金減少の主な要因となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、5,902百万円(前年同期は2,440百万円の資金の減少)となりました。これは、定期預金の減少による資金の増加が3,050百万円、有価証券の減少による資金の増加が3,000百万円あった一方で、有形固定資産の取得による資金の減少100百万円が主な要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、91百万円(前年同期は146百万円の資金の獲得)となりました。これは、株式の発行による資金の増加が19百万円あった一方、長期借入金111百万円減少したことが主な要因となっております。

[用語解説]

(13) mRNA, cDNA, RNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られていますが、体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。

(14) マイクロアレイ

小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置し、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得することを目的として開発されたシステム。現在、遺伝子発現情報の解析において有用なものであると考えられております。

(15) in vitro

「試験管の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に実験室における動物を用いない実験的検証を意味します。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務は、業務の性格上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次の通りであります。

名称	販売高(千円)	前年同期比 (%)
癌関連遺伝子及びその遺伝子産物に関する情報並びに医薬品候補物質の提供	3,327,575	+68.7

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下の通りであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
塩野義製薬(株)			2,511,800	75.5
扶桑薬品工業(株)	172,835	8.8	769,354	23.1
大塚製薬(株)	1,800,000	91.2	46,421	1.4

2 上記金額に消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、対処すべき課題を以下のように考えています。

(1) 基礎研究の継続的な実施

当社が中村祐輔教授（東京大学医科学研究所）と進めております「抗癌剤開発のための癌特異的蛋白の同定とその機能解析及び分子標的治療薬（16）（治療法）開発の共同研究」は、当社事業の基盤となる基礎研究であります。

当社は当該基礎研究の継続的な実施を当社事業の最重要課題の一つとして認識しており、今後も研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図っていく方針であります。

(2) 創薬研究の確実な推進、並びに事業領域の広範化

当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指して抗体医薬、癌ワクチン、低分子医薬、核酸医薬等の創薬研究を自らあるいはパートナーと共同で実施しております。

当社グループは、今後も創薬研究を積極的に実施し、臨床試験への早期の進展を目指すとともに、当社グループの研究成果を更に有効に活用するため、事業領域の拡大も図っていく方針であります。

(3) 臨床開発の確実な推進

当社グループは、平成21年1月に当社グループ初の開発品目である新生血管阻害剤OTS102の第1相臨床試験投与を開始しました。さらに複数のペプチドワクチンが臨床試験開始に向けて非臨床試験を実施中、または準備中となっており、これらの臨床開発を確実に推進させる方針であります。

(4) 既存提携先との提携事業の確実な推進

当社グループは、提携先の製薬企業に対して遺伝子情報や医薬品候補物質の提供、あるいは特定の医薬品候補物質をベースとした医薬品や診断薬の研究開発に係る提携を行っており、これらの提携事業を確実かつ迅速に進める方針であります。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「より副作用の少ない癌治療薬・治療法を一日でも早く癌に苦しむ患者さんに届けること、癌との闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様にご提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

当社の研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各癌種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなる癌関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっています。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展とともに、当社グループの事業領域は、より医薬品の開発に近い、創薬研究へと拡大しています。癌ワクチンにつきましては、新規ペプチドワクチンの探索を進め、低分子医薬につきましては、特異的阻害剤獲得のため、大規模化合物ライブラリーのスクリーニングによるヒット化合物探索を進め、その後構造活性相関研究による新規化合物合成を進めています。そこで得られた高活性リード化合物につきましては、薬物動態特性も考慮したリード最適化を進め、in vivoでの薬効試験を開始しています。医薬品の開発につきましては、平成21年1月に新生血管阻害剤OTS102の第Ⅰ相臨床試験の患者への投与を開始したほか、複数のペプチドワクチンが臨床試験開始に向けて非臨床試験を実施中、または準備中となっています。

このほか臨床応用を目指した抗体医薬、核酸医薬の創薬研究を当社研究開発本部において実施しています。

このように、当社グループは「より副作用の少ない癌治療薬・治療法を一日も早く癌に苦しむ患者さんに届けること、癌との闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日に取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決定を行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決されております。

(a)本プランの概要

()本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株式について、20%以上の保有割合となる買付けを行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付けに関する情報の提供を求め、当該買付けについての情報収集、検討等を行う期間を確保すること、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、または、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、当該買付者による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で一定の対抗措置を採ることなど、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないための手続を定めています。

()対抗措置の内容

上記()記載の対抗措置として、当社は、上記()記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当て、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

(b)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成21年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

(c)本プランの廃止及び変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(b) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、上記に記載した通り、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(c) 必要性・相当性確保の原則

() 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

() 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

() デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、その点にご留意ください。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 研究開発活動について

大学との共同研究について

(a) 共同研究契約について

当社の研究開発活動においては、当社研究開発本部においての自社研究のウェイトを増大させつつあるものの、国立大学法人東京大学との共同研究が重要な役割を担っており、それらの研究の成果物である癌関連遺伝子及び遺伝子産物情報等の基礎研究の成果は、当社の事業基盤として当面の事業展開において不可欠なものであり、その依存度は現状でも高いものとなっております。

当社としては、国立大学法人東京大学との間で良好な関係を維持し、当社の事業基盤である共同研究を当面は継続していく方針であります。当該契約の更新が困難となった場合又は解除その他の理由により契約が終了した場合においては、当社事業に悪影響を与える可能性があります。

(b) 癌関連遺伝子の網羅的解析に係る共同研究について

当社が中村祐輔教授（国立大学法人東京大学、当社非常勤取締役を兼業）と実施している基礎研究の、「抗癌剤開発のための癌特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬（治療法）開発の共同研究」は、（a）臨床症例に基づいた研究成果であること、（b）LMM法による癌細胞の分離により精度の高い解析が可能であること、（c）遺伝子解析においてcDNAマイクロアレーを利用していること、（d）特定された候補遺伝子とそれらの癌との関連を複数の実験により検証していること等の特徴があり、当社は、これらの各要素を組み合わせた解析スキームに研究の優位性があり、各種の癌において得られた遺伝子情報等は、治療効果が高く、かつ副作用が少ない抗癌剤等の開発や、特異性の高い癌診断薬の開発に有用であると認識しております。なお、現時点においては、第三者が同様の遺伝子解析を高精度で大規模に実施することは困難であるものと考えておりますが、新たな研究手法等が確立された場合においては、今後における当該優位性が継続する保証はありません。

その他の共同研究開発について

当社グループは、創薬を目指した研究や開発をより加速させ、またその分野を拡大する計画であり、大学等の公的研究機関やその他企業等との新たな連携を、必要に応じて積極的に模索しております。これまでの共同研究契約締結の実績としましては、平成17年6月に株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズと、当社が所有する癌特異的タンパクを標的分子とした、天然物化合物のスクリーニング等に関する共同研究契約を締結したほか、平成17年8月にはCrystal Genomics, Incと、当社が所有する2つの癌特異的タンパクを標的分子とした、低分子化合物の探索、最適化（オプチマイゼーション）及び関連する研究を共同で行い、低分子医薬品候補化合物を同定することを目的とした契約を締結致しました。更に平成18年2月には、同社とカルナバイオサイエンス株式会社との3社間で2つの癌特異的蛋白質リン酸化酵素を標的とした低分子化合物の探索及び関連する共同研究契約を締結いたしました。

今後も共同研究等の戦略的連携を積極的に推進していく予定ですが、これらの契約締結及び研究開発が当社の想定どおりに進捗しない可能性があるほか、契約内容によっては、当社において相応の費用負

担が生じる可能性があります。

研究及び開発の進展を目的とした子会社・関連会社の設立について

当社は、当社の事業機会である創薬シーズ（癌関連遺伝子等）を最大限有効活用するため、平成16年8月に株式会社医学生物学研究所と、抗体医薬の開発・製造・販売を行うイムナス・ファーマ株式会社を設立致しました。なお、イムナス・ファーマ株式会社は、平成19年9月21日に当社が、株式会社医学生物研究所所有の株式を取得したことにより、当社の子会社となっております。

また、平成18年6月には、ペプチドワクチンの創薬研究及び早期の臨床開発開始を目的とするワクチン・サイエンス株式会社を設立したほか、同じく平成18年6月に、ゲノム創薬や先進的医療の治験・臨床研究の推進を目的として、徳洲会グループと株式会社未来医療研究センターを設立致しました。

なお、ワクチン・サイエンス株式会社につきましては、平成19年9月30日に当社が吸収合併しております。

今後も、研究及び開発の進展を目的として子会社や関連会社の設立を行う可能性がありますが、これら子会社、関連会社の研究及び開発活動が計画通りに実施できる保証はなく、また事業展開に伴う研究開発費用の増加等が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新生血管阻害剤OTS102について

当社は平成21年1月に新生血管阻害剤OTS102について第Ⅰ相臨床試験の患者への投与を開始しております。OTS102はこれまでに他社にて開発されてきた新生血管阻害剤とはまったく異なる作用機序を利用したものです。腫瘍の血管新生に関わる重要な遺伝子であり、癌細胞の生存と成長に必要な新生血管の内皮細胞に高発現し、正常組織にはほとんど発現していないVascular Endothelial Growth Factor Receptor 2(VEGFR2)というタンパクの一部を有効成分とする薬剤です。その投与により腫瘍への栄養を供給している新生血管内皮細胞に対する強い免疫反応が誘導され、抗腫瘍効果を示すことが動物実験で示されています。また、癌周辺にはVEGFR2を持つ新生血管が多数存在することが多い反面、通常の成熟化した正常血管はVEGFR2をほとんど持たないことから、OTS102は癌増殖に関与する血管に対してのみ働く、副作用の少ない薬剤になることが期待されております。しかしながら、当社の開発活動が計画通りに実施できる保証はなく、進捗が遅れが生じたり、研究開発の成果が期待通り得られない可能性があります。

製造物責任のリスクについて

当社グループが今後行う医薬品の開発、製造、及び販売は、製造物責任を負う可能性があります。今後当社グループが開発、製造、及び販売したいいずれかの医薬品が健康に悪影響を及ぼし、不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負うことにより、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

副作用に関するリスクについて

当社グループが今後開発、製造、及び販売を行った医薬品で、臨床試験段階から製品上市後までにおいて、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。副作用が発現した場合、当社グループの業績に直接的な悪影響を及ぼすばかりか、副作用によるネガティブなイメージにより、当社グループが開発、製造、及び販売を行う医薬品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 製薬企業等との提携について

提携先の研究開発の進捗状況等に影響を受けることについて

当社グループは、研究活動により得られる癌関連遺伝子、遺伝子産物情報等及び医薬品候補物質を製薬企業等に対して提供することを主な収益源としており、製薬企業等と締結する技術導出契約に基づき、契約一時金、研究協力金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することになっております。これらの対価のうち、多くのマイルストーン及びロイヤリティの発生については、製

薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、事業収益として計上されるには長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

今後の事業提携について

当社グループは、製薬企業等との提携については、現在、癌腫及び用途ごとの提携を基本としておりますが、高度な機能解析が終了した個別の遺伝子や創薬研究の成果である抗体医薬及び癌ワクチンのような個別の医薬品候補物質ごとの提携も拡大しております。

しかしながら、当社グループが提供する遺伝子情報や医薬品候補物質等が、製薬企業等の研究開発ニーズと合致する保証はなく、また当社グループの想定通りに医薬品候補物質ごとの提携が推移する保証はありません。

(3) 社内体制について

特定の人物への依存について

(a) 代表取締役社長への依存

当社グループの事業の推進者は、代表取締役社長である富田憲介であります。同氏は、平成14年5月に当社に入社し、同年7月に取締役に就任しておりますが、過去において、三共株式会社（現第一三共株式会社）やローヌ・プーラン ローラー株式会社（現サノフィ アベンティス株式会社）等の約30年に及ぶ製薬業界における経験、また、アンジェスMG株式会社におけるバイオベンチャー企業の創業・事業立ち上げ等の実績があります。当社グループにおいては、経営方針や事業戦略全般の策定、対外的な折衝等において重要な役割を果たしており、その依存度は高いものであると考えられます。

当社グループは事業運営において、権限の委譲や人員拡充等により組織的対応の強化を進めておりますが、現在においても組織としては小規模であり、何らかの理由により同氏の当社グループの業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業戦略や経営成績等に大きな影響を与える可能性があります。なお、同氏は子会社のイムナス・ファーマ株式会社の代表取締役を兼務しております。

(b) 特定の取締役への依存

() 代表取締役副社長 角田卓也について

当社代表取締役副社長である角田卓也は、平成18年4月に当社に入社し、代表取締役副社長研究開発本部長として研究・開発業務の統括をしております。

同氏は、ペプチドワクチンの創薬研究及び効率的な臨床開発実施を目的とする、ワクチンをはじめとした当社の研究・開発全般の方針決定、実施及び進捗管理において、重要な役割を果たしており、その依存度は高いものがあります。当社は、今後においても同氏の当社事業への関与が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の当社業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業活動に大きな影響を与える可能性があります。

() 取締役 中村祐輔について

当社取締役（非常勤）である中村祐輔は、東京大学医科学研究所の教授であり、同研究所のヒトゲノム解析センター長も務める人物であります。当社設立は、同氏の研究成果の事業化を目的とするものであり、現在においても、同氏の研究は当社グループの研究開発活動において基盤となる重要な位置付けを有しており、その依存度は極めて高いと考えられます。

当社グループは、今後においても同氏の当社グループの事業への関与及び共同研究の実施が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の当社グループの事業への関与及び共同研究の実施が困難となった場合、当社グループの事業活動に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度につきましては、東京大学教職員兼業規定に基づき平成20年3月に国立大学法人東京大学より兼業承認を受けております。

また、同氏は大学教授として当社との共同研究以外に複数の研究プロジェクト等に関与しておりますが、当社グループは同氏の研究成果のうち、癌関連の研究成果のみを事業化しており、同氏のSNPsをはじめとする癌治療・診断以外の研究成果にかかる事業化を当社グループが予定している事実はありません。

ん。

(4) 経営成績の推移等について

過年度における業績推移について

当社グループの設立期以降の経営成績等の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
事業収益	1,580,000	1,164,764	804,491	1,972,835	3,327,575
営業損益	35,121	833,448	1,348,683	385,426	27,169
経常損益	72,464	544,602	1,311,905	314,281	119,494
当期純損益	17,392	525,700	1,323,362	202,073	148,249
資本金	3,438,078	3,458,845	3,465,396	3,483,011	3,492,620
純資産額	10,246,702	9,762,535	8,523,191	8,491,436	8,645,025
総資産額	10,994,845	10,128,145	8,771,983	9,108,161	9,051,130

(注) 当社は第6期より連結財務諸表を作成しているため、第4期及び第5期までの経営成績については、当社個別財務諸表の数値を記載しており、第6期より連結財務諸表の数値を記載しております。

当社は、設立後の業歴が短いことから、当社の過去の経営成績や財政状態等については、今後の当社業績の判断材料としては不十分な面があると考えられます。

特定の販売先への依存について

当社の販売先は、製薬企業等を対象とする限定されたものであることから、取引先あたりの事業収益に占める依存度は高いものとなっております。

当社グループにおいては、今後においても新たな取引先の開拓を進める方針であり、その前提において取引先ごとの依存度低下を図る方針であります。当社グループの想定通り推移する保証はありません。また、当社グループは、各取引先との契約は複数年のものとし、研究費を受領すること等により収益の安定化を図っておりますが、契約を締結している取引先の契約解消等が生じた場合については、当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。

収益計上について

当社は、製薬会社との契約により、その対価については、契約一時金、研究協力金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することとしております。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しております。研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗(予め設定されたイベント達成等)に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

当社が契約に基づき受領する収益のうち、研究協力金及び開発協力金については、研究及び開発の内容等に応じて複数年に渡り受領することとされておりますが、一部については当該協力金について規定されていないものもあります。また、一般的に医薬品の開発期間は基礎研究開始から上市までに通常10年以上の長期間に及ぶものでもあります。なお、発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあ

す。

さらに、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

研究開発費が多額であることについて

当社グループは研究開発型企業として、当連結会計期間においては3,009百万円を計上しております。今後においても、継続した研究開発の実施及び事業領域の拡大等により、多額の研究開発費が必要となると想定されます。当社グループは既存の提携先に加えて、新たな取引先製薬企業の開拓を積極的に進めていく方針であります。他の製薬企業との契約締結が進まない場合や既存の提携先との契約解消等が生じた場合、または自社による医薬品の開発を積極的に推進した場合、当社グループの業績の圧迫要因として業績に悪影響が生じる可能性があります。

(5) 大学との関係について

共同研究実施に係る費用負担について

当社は、東京大学をはじめとした各大学(以下、「大学」という)との間で共同研究契約に基づく共同研究を実施しております。

当該共同研究にかかる当社の費用負担については、大学との協議により、当社が共同研究に派遣する民間等共同研究員(17)の人数に応じた研究料及び当該共同研究において必要と見込まれる直接経費について、共同研究費として大学に支払っております。当該費用については、契約期間分を一括して支払うこととなっており、契約期間に対応して費用計上しております。なお、共同研究における活動状況に応じて生じる追加費用等については、相互協議による契約変更の手続きにより追加支払いを行う場合もあります。共同研究費の実績については、平成18年3月期は338百万円、平成19年3月期は319百万円、平成20年3月期は101百万円、平成21年3月期は106百万円であります。

当社グループは、今後においても当社の事業基盤である共同研究を継続していく方針であり、相応の共同研究費を負担することとなります。

国立大学法人東京大学を中心とした各大学・研究機関教職員の兼業に係る利益相反の回避について

当社においては、中村祐輔が国立大学法人東京大学の兼業承認に伴い当社取締役(非常勤)に就任しているほか、本書提出日現在、東京大学を中心とした各大学・研究機関の研究者(教授及び講師等)5名が同様に当社顧問として兼業しております。当社グループとしてはこれらの兼業を行っている者との関係においては、利益相反等の行為が発生しないように法規制等を遵守するとともに、当社グループの企業運営上取締役会の監視等を通じて十分留意しております。しかしながら、このような留意にかかわらず、利益相反等の行為が発生した場合には、グループの利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受け等の不利益を被り、その結果として当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社グループの特許に係る方針等について

バイオ・テクノロジー関連業界、特に遺伝子関連事業においては、競合会社等に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えられます。

当社は、共同研究の成果として生じる癌関連遺伝子及び遺伝子産物情報等並びに一部の癌ワクチンについて、国立大学法人化以前は東京大学と共同で特許を出願してまいりましたが、これらの出願に関しては包括的な譲渡契約の締結により、既に当社への譲渡が完了しております。

また独立法人化以降の共同出願についても、同様に包括的な譲渡契約の締結により、既に当社への譲渡が完了しており、今後生じる共同発明については、譲渡予約契約により、当社単独での出願となっております。また、製薬企業等との提携にかかる医薬品関連の特許については、発明の実態と提携契約に基づき提携先企業が出願する場合があります。

しかしながら、研究の過程において特許性を有する成果が生じた場合においても、特許出願については、有用性及び費用対効果等を考慮して行うものであり、全てについて特許を出願するものではなく、また、特許を出願及び取得した場合においても、特許の取得及び維持に係る費用等について、当社グループの事業の収益により全て回収できる保証はありません。

遺伝子に係る特許について

当社は東京大学との共同研究において発見した癌関連遺伝子及び遺伝子産物情報等並びに医薬品候補物質について、平成21年3月末現在においては、671件（同一遺伝子等に係る複数の出願を含む）の特許を出願しております。しかしながら、当該特許が全て成立する保証はなく、特許出願によって当社の権利を確実に保全できる保証はありません。

遺伝子関連の特許については、個別の遺伝子特許が及ぶ権利範囲について日米欧の3極の特許庁が合意したガイドライン等が出ているものの、複雑な法律上及び事実認定上の問題等が存在しております。また、日本及びその他の国の特許関連法規、あるいは、その解釈により、競合他社、大学あるいはその他の組織が、当社に対して補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品などの開発及び販売を行うことができる可能性があります。

知的財産権に関する訴訟及びクレーム等について

本書発表日現在において、当社グループの事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。

当社グループは、現時点においては、当社グループの事業に関し他者が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。

ただし、当社グループのような遺伝子関連企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、当社は弁護士や弁理士との協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針であります。当該第三者の主張に理由があるなしにかかわらず、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があり、場合によっては当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) バイオ・テクノロジー業界等にかかるリスクについて

業界動向について

近年、いわゆる「ヒトゲノム・プロジェクト」以降、バイオ・テクノロジー業界は急速に変化しており、遺伝子構造解析の段階から、遺伝子機能解析を進めることによりゲノム情報を用いた創薬、遺伝子治療、再生医療、オーダーメイド医療（18）といった分野の段階に進んでおり、ゲノム研究分野は急激な市場規模の拡大が見込まれております。同時に、業界への参入も従来の製薬関連メーカーのみならず、オーダーメイド医療の材料を狙う繊維メーカー、発酵技術を持つ酒造メーカー、バイオ・インフォマティクス分野での取組みが目立つIT関連企業など幅広い広がりを見せており、今後においても当該傾向は継続するものと当社は想定しております。

また、当社グループの事業に深い関連を有する抗癌剤市場を取り巻く状況は、高齢化の進展、癌診断による早期発見の増加（長期的治療の増加）及び分子標的治療薬（17）の登場等により、市場は拡大しており、当社グループは今後においても同様に市場は拡大するものと想定しております。

このような市場の拡大は、参入企業の増加、潜在的な競合企業の増加の要因とも考えられ、また、異業種間の連携により技術革新などが飛躍的に進展する可能性もあり、当社グループを取り巻く事業環境は、急激な変化を生じる要素を数多く内包しているものと考えられます。

これらのことから、当該変化に柔軟に対応できなかった場合には、当社グループの事業戦略が予想どおり進まない可能性や事業戦略の変更を余儀なくされる可能性があり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの想定通りに市場拡大が図られなかった場合においても、当社グループの事業戦略等は変更を余儀なくされる可能性があります。

競合について

当社グループが事業を展開するゲノム研究分野は急激な市場規模の拡大が見込まれており、欧米を中心にベンチャー企業を含む多くの企業が参入しており、競争は激化する可能性があります。また、遺伝子の機能解析分野においては、競合企業として、製薬企業のみならず他の分野における資金力等を有する企業等もあります。

癌関連遺伝子の単離・同定や機能解析については、スピード競争的な要素も強く、競合他社が当該領域において先行した場合、当社グループの事業の優位性は低下する可能性があります。

また、これらの競争に巻き込まれ、当社グループの事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。

当社グループは、現時点において当社が中村祐輔教授と共同研究している癌遺伝子の高精度で網羅的な解析方法等に優位性があるものと認識しておりますが、今後の競争激化による影響等により、当社グループの事業戦略や経営成績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが行う研究分野は、いずれも技術の革新及び進歩の度合いが著しく速いバイオ・テクノロジー分野に属しております。そのため、当社は中村祐輔教授との共同研究において、人材を派遣すること等により、最先端の研究成果を速やかに導入できる体制を構築しております。

しかしながら、急激な研究の進歩などにより医薬品の研究開発において有効と思われる研究成果等への対応が困難となった場合には、当社グループの事業展開に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、必要な研究成果を常に追求するためには多額の費用と時間を要することから、これにより当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

研究活動にかかる補助金等について

当社は平成20年10月に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO開発機構）の平成20年度公募事業「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発」に当社の参加する「Oncoantigenを標的とした新規癌ペプチドワクチンの製品化を短期間に実現化する臨床研究技術の開発」プロジェクトが採択され、平成21年3月期に41百万円の研究開発費支援を受けております。

今後においても、当社グループは自社の研究領域に該当するこのような補助事業等への申請を積極的に実施していく方針であります。当社グループが申請する補助事業等について必ずしも採択される保証はありません。

インセンティブの付与について

当社は、会社の利益が取締役及び従業員個々の利益と一体となり職務に精励する動機付けを行うため、また、社外のリソースを有効に活用し当社事業の円滑な遂行を図る目的で、当社の役員、従業員及び社外協力者等に対するインセンティブ制度を導入しております。当期においては平成19年6月28日の株主総会決議に基づき、平成20年6月13日において開催された取締役会において、従業員30名、社外協力者9名に対して新株予約権を割当てており、また、平成20年6月27日の株主総会決議に基づき、平成20年8月22日において開催された取締役会において、社外協力者3名に対して新株予約権を割当てております。平成21年3月31日における当社の発行済株式総数は202,341株ですが、これに対して、新株予約権に係る新株発行予定株数の合計は44,740株であります。なお、平成21年4月1日以降に平成20年6月27日の株主総会決議に基づき、平成21年6月25日において開催された取締役会において、当社取締役2名、監査役2名、従業員36名、社外協力者7名に対して、新株予約権の割当てが2,990株あり、本書提出日現在の新株予約権に係る新株発行予定株数の合計は株47,730株であります。

なお、当該新株予約権が行使された場合は当社の株式価値は希薄化することとなり、また、株式市場での需給バランスに変動が発生し株価へ影響を及ぼす可能性もあります。また、当社グループは、今後も優秀な人材の確保のため、ストックオプション等のインセンティブプランを実施することも検討してお

り、さらなる株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

配当政策について

当社は、研究開発型ベンチャー企業として、引き続き研究開発投資を継続していく必要があることから、当面は内部留保に努め、利益配当は実施せず、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。

〔用語解説〕

- (16) 分子標的治療薬
ある分子に作用することがわかっている低分子化合物や抗体などを選択することによって作られ、疾患に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬のこと。従来の治療薬に比べて効果が高かつ副作用が少ないとされ、近年、がん治療などで注目されております。
- (17) 民間等共同研究員
国立大学との共同研究において、民間企業から共同研究に参加できる特定された研究員のこと。
- (18) 遺伝子治療、再生医療、オーダーメイド医療
遺伝子治療とは、遺伝子を導入して疾患を治療するもの。再生医療とは、病気やけがで機能を失った臓器や組織を、人工的に培養した人間の細胞などを使って作り直す治療法であり、やけどの治療での人工皮膚移植や、白血病の治療として行う造血幹細胞を含む骨髄移植も再生医療の一つであります。
現在の医薬品は、あらゆる人に効果があるわけではなく、逆に強い副作用が現れる場合もあり、この原因のひとつは、SNPsによると考えられております。そこで、SNPsの特徴を特定し、明らかにすれば、遺伝的な体質における個人差に合わせた病気の予防や治療が可能になり、これが「オーダーメイド医療」と呼ばれるものであります。「オーダーメイド医療」という言葉も同様の意味で用いられます。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度における、当社の経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 技術導入

大学等研究機関との共同研究契約

当社は、当社の業務に有用となる技術の開発及び権利の取得のために、各研究機関との間で共同研究契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約先	研究題目	主な契約内容
東京大学医科学研究所	抗癌剤開発のための癌特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬(治療法)開発の共同研究	<p>当社は、当社が共同研究に参加させる研究員に係る研究料及び一定額の研究経費を負担する。</p> <p>東京大学は、共同研究の結果で当社と東京大学が共有する特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を、当社又は当社の指定する者に限り、当該特許を優先的に実施できる期間を出願したときから10年を越えない範囲内において許諾することができる。</p> <p>別途締結する実施契約で定める実施料を東京大学に支払う。</p>

特許を受ける権利譲渡契約(46件)

当社は、当社の低分子医薬分野、抗体医薬分野、癌ワクチン分野及び診断薬及び研究用試薬分野の事業化に必要な特許に関し、当社取締役中村祐輔を含む東京大学医科学研究所に所属する複数の研究者より特許を受ける権利を譲り受けております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
当社取締役中村祐輔を含む 東京大学医科学研究所に所 属する複数の研究者	当社は譲渡の対価として、上記特許を受ける権利に係る発明を第三者に実施させ、当該第三者から収受したロイヤルティの一定割合を譲渡人に支払う。

特許を受ける権利譲渡契約(95件)

当社は、当社の低分子医薬分野、抗体医薬分野、癌ワクチン分野及び診断薬及び研究用試薬分野の事業化に必要な特許に関し、国立大学法人東京大学(95件)より特許を受ける権利を譲り受けております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
国立大学法人東京大学	<p>当社は譲渡の対価として、一定額の契約一時金を支払う。</p> <p>上記特許を受ける権利に係る発明を当社が使用して得た収入の一定額を支払う。</p> <p>当社が上記特許を受ける権利を第三者に実施させ、当該第三者から収受した実施料の一定割合を譲渡人に支払う。</p>

癌治療用抗体導入契約

当社は、株式会社抗体研究所が保有する癌治療用抗体の中で、ある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な権利を取得いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりです。

契約会社名	主な契約内容
株式会社抗体研究所	<p>株式会社抗体研究所は、同社が保有する、ある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な権利を当社に譲渡する。</p> <p>当社は、一定額の契約一時金を株式会社抗体研究所に支払う。</p> <p>当社は、当該癌治療用抗体に基づいて得られた収益については、その一定率を株式会社抗体研究所へ支払う。</p>

(2) 技術導出

契約

当社は、塩野義製薬株式会社との間で、肺癌、前立腺癌及び乳癌の低分子化合物による治療薬の研究開発の提携を行い、そのための契約を締結しております。また、癌治療用ペプチドワクチンに関して、独占的な開発・製造・販売権を提供する旨の契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
塩野義製薬株式会社	<p>当社は、肺癌、前立腺癌及び乳癌のそれぞれの癌組織において特異的に発現している遺伝子とその機能解析情報を同社に提供する。</p> <p>当社は、本契約に基づき、当社の研究・開発の成果である一定の遺伝子に関し、治療薬のスクリーニング及び開発を実施するための独占的実施権を塩野義製薬株式会社に付与する。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、一定額の研究費を1年毎に複数年支払う。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌種に係る一定の遺伝子を使用して研究・開発された治療薬の正味販売高に応じて、当該治療薬の上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>
塩野義製薬株式会社	<p>当社は、膀胱癌を対象とした2種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に提供する。</p> <p>当社は、食道癌並びに肺、気管支及び頭頸部における扁平上皮癌を対象とした3種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に提供する。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>当社は塩野義製薬株式会社の開発の協力要請に合意した場合には、科学的見地からの専門的助言や説明、その他の協力や支援をする。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌種に係る一定の遺伝子を使用して研究・開発された治療薬の正味販売高に応じて、当該治療薬の上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>

契約

当社は、ほぼすべての癌種を対象に癌化による遺伝子発現の変化を網羅的に解析し、一定の基準に従って診断薬及び試薬のターゲットとなる遺伝子を特定し、その遺伝子に関する情報を株式会社医学生物学研究所に、その用途によって独占的あるいは非独占的に提供するための契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
株式会社医学生物学研究所	<p>当社は、本契約の対象となる癌種に関する一定の情報を株式会社医学生物学研究所に提供する。</p> <p>当社は、株式会社医学生物学研究所に、上記の情報を活用した診断用医薬品及び研究用試薬の開発、製造、使用、販売に関する独占的又は非独占的实施権を許諾する。</p> <p>株式会社医学生物学研究所は、当社に対し、一定額の契約一時金を、また一定額の研究費を1年毎に複数年支払う。</p> <p>株式会社医学生物学研究所は、当社に対し、マイルストーンとして、一定額を支払う。</p> <p>株式会社医学生物学研究所は、当社に対し、体外診断用医薬品及び研究用試薬の上市後特定の条件を満たす期間、それぞれの純売上高に応じて一定率のロイヤルティを支払う。</p>

契約

当社は、大塚製薬株式会社との間で、癌ペプチドワクチンに関して、全世界での独占的な開発・製造・販売権を供与する旨の契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下のとおりであります。（膵臓癌で同定された1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、日本を除く）

契約会社名	主な契約内容
大塚製薬株式会社	<p>当社は大腸癌をはじめとする各種癌で同定された2種の癌関連遺伝子に由来する癌ペプチドワクチンの、全世界での独占的な開発・製造・販売権を同社に供与する。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌ワクチンの正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>
大塚製薬株式会社	<p>当社は膵臓癌で同定された7種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して、全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に供与する。なお、1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、対象国として日本は除く。</p> <p>当社と大塚製薬株式会社は、共同で開発を行い、両社が合意した場合には、当社が製造の全部または一部を担うこともありうる。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、本契約締結に伴うアップフロント・フィーをはじめ、開発協力金、マイルストーン及び上市後のロイヤルティを支払う。</p>

契約

(a) 当社は、株式会社抗体研究所より導入したある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な実施権をイムナス・ファーマ株式会社へ許諾する契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

(b) 当社は、当社の抗体研究成果の内第三者に許諾した権利以外の抗体医薬について、イムナス・ファーマ株式会社へ優先選択権を付与する契約を締結しております。なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
イムナス・ファーマ株式会社	<p>当社は、当社が保有するある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な権利をイムナス・ファーマ株式会社に許諾する。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、一定額の契約一時金を当社に支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、当該癌治療用抗体に基づいて得られた収益については、その一定率を当社へ支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社が、当該癌治療用抗体の販売を行った場合、正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを当社へ支払う。</p>
イムナス・ファーマ株式会社	<p>当社は、当社が保有する癌治療用抗体の内、当社が第三者に許諾した権利以外の癌治療用抗体について優先選択権を付与する。</p> <p>当社は、イムナス・ファーマ株式会社が選択した癌治療用抗体について抗体医薬としての全世界における開発、製造、販売の権利を同社に許諾する</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、一定額の契約一時金を当社に支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、候補抗体選択時に一定の金額を支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、当該癌治療用抗体に基づいて得られた収益については、その一定率を当社へ支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社が、当該癌治療用抗体の販売を行った場合、正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを当社へ支払う。</p>

契約

当社は、平成17年4月4日に、当社は扶桑薬品工業株式会社と癌治療用の新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約を締結致しました。

なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
扶桑薬品工業株式会社	当社は、OTS102の日本における独占的販売権を扶桑薬品工業株式会社に供与する。 日本におけるOTS102の開発は当社が実施する。 扶桑薬品工業株式会社は、契約一時金、開発マイルストーン及び日本における開発の経費を負担するとともに、上市後は販売高に応じたロイヤリティー等を支払う。

6 【研究開発活動】

当社における研究開発は、当社の研究開発本部において推進しております。スタッフは89名（臨時雇用者含む）にのぼり、これは総従業員の約84%に当たります。研究開発本部スタッフは民間等共同研究員として大学との共同研究に参加しているほか、当社独自の創薬研究開発に従事しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は3,009百万円です。

(1) 大学との共同研究について

当社は、設立当初の平成13年5月より、東京大学との間で下記の共同研究契約に基づく研究開発を実施しております。

研究 題 目	研究 代 表 者
抗癌剤開発のための癌特異的蛋白の同定とその機能解析の共同研究	中村祐輔 (東京大学医科学研究所教授)

(2) 癌関連遺伝子の網羅的解析に係る共同研究について

研究内容について

当社は、中村祐輔教授、(東京大学医科学研究所教授、当社非常勤取締役を兼業)を研究代表者として、「抗癌剤開発のための新たな癌特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬(治療法)開発の共同研究」を同大学医科学研究所において実施しております。当該共同研究は、当社事業の基盤となるものであり、「網羅的なcDNAマイクロアレイ解析の結果見つけれられた癌特異的遺伝子の機能解析を行い、画期的な抗癌剤の開発につなげること」を研究内容としております。

cDNAマイクロアレイについて

コンピューターのマイクロチップは大量の情報を高速に処理する道具として開発されたものですが、cDNAマイクロアレイと呼ばれる技術も同様に小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置して、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得するために開発されたものです。また、遺伝子情報の解析においては、このように一度に全体像を捉え網羅的に解析するシステムは有用なものとして考えられております。

当社が共同研究において使用しているのは上述のcDNA(19)をマイクロアレイ上の特定の区画に固定している(これを「スポットしている」といい、このスポットを実施する機械を「スポッター」といいます)cDNAマイクロアレイであります。これは共同研究先である東京大学医科学研究所及び当社研究施設でスポッターを利用し、cDNA自体と、それをスポットしたcDNAマイクロアレイを作製しております。

このcDNA自体の作製方法は、大変に時間と労力のかかるものですが、以下に簡単にご説明いたします。

まず研究用に市販されているヒトの各種正常臓器の細胞からとったmRNA(19)を入手します。この中には発生過程の初期のものもつかまえるために胎児のmRNAも含んでいます。そして、先に述べたように逆転写酵素でcDNAを作ります。さらに、このcDNAをもとにPCR法と呼ばれる方法で目的のDNAを増やします。

このcDNAマイクロアレイの特長は、主に以下の2点です。

a cDNAを利用していること

マイクロアレイには、前述のとおり合成で作った25～50個くらいの核酸塩基からなるオリゴDNAとよばれるものを用いる方法と、cDNAを用いる方法があり、導入の簡便性からオリゴDNAを用いる方法が一般的です。当社はcDNAを用いる方法を採用しておりますが、これはオリゴDNAに比較してシステム構築に手間がかかる欠点はあるものの、cDNAが200から1,100個までの長い核酸塩基からなっており個々の塩基の結合力が強く、マイクロアレイ洗浄時に、より厳しい条件(塩濃度や温度等の条件)で洗浄可能なため、その結果正常(相補性が正しい)な結合のみがマイクロアレイ上に残ることになり、再現性の面でオリゴDNAの方式より優れていると考えております。

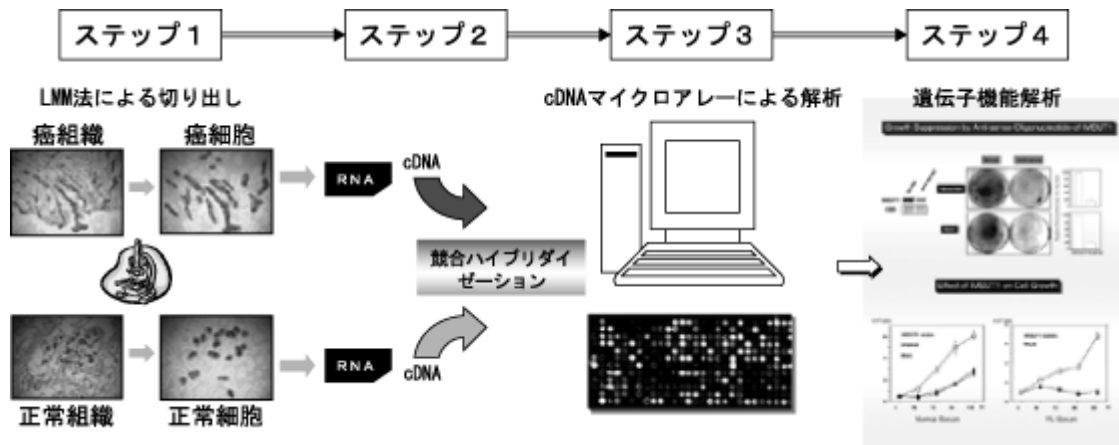
b 現在32,000種類の遺伝子をスポットしていること

平成15年4月に発表されたヒトゲノムの完全解読終了時の情報では、約35,000個の遺伝子があるとされておりましたが、その後の解析では25,000-30,000個と一般的には考えられております。当社のマイクロアレーは32,000種類のcDNAをスポットしていることから、ほぼ全遺伝子を網羅しております。

またマイクロアレーにスポットするcDNAの合成は、ヒトの12種類の臓器よりプールしたmRNAにより実施しているため、およそヒトの発生過程以降に発現する遺伝子はほぼ検出することができます。これをマイクロアレー上にスポットして使っているため、ヒトの細胞内での実際の遺伝子発現に近い状態で、かつ機能が未知の遺伝子まで解析することができます。

抗癌剤探索のための網羅的な癌遺伝子の解析方法について

< 当社の癌遺伝子の解析方法 >



< ステップ1：LMM(20) 法による組織切片からの癌細胞の取り出し >

癌細胞を顕微鏡下で観察すると正常細胞と癌細胞が複雑に入り混じっており、精度の高い癌遺伝子解析のためには、まずこのような組織から癌細胞の集団のみを取り出す必要があります。当社共同研究においては、LMM(Laser Microbeam Microdissection)法と呼ばれる技術を採用しております。

< ステップ2：取り出した癌細胞よりmRNAを抽出し、cDNAを合成 >

ステップ1で回収した癌細胞からRNA(19)を抽出し、それが微量の場合にはRNAを増幅します。このRNAから逆転写酵素を用い蛍光色素で標識したcDNAを作成し、ステップ3のマイクロアレーの実験に供します。その際、癌細胞に対応する正常細胞からも同様にRNAを抽出して癌細胞とは異なる蛍光色素で標識したcDNAを作成します。

< ステップ3：癌細胞で特異的に発現する候補遺伝子を特定 >

ステップ2の操作により異なる蛍光色素で標識された癌細胞由来のcDNAと、正常細胞由来のcDNAを混合し、マイクロアレー上で競合ハイブリダイゼーション(21)を行うことにより、癌細胞と正常細胞での遺伝子発現量の比を検出し、癌細胞で特異的に発現する候補遺伝子を特定します。

< ステップ4：癌の分子標的治療薬の標的となりうる遺伝子の絞り込み >

上記で特定した候補遺伝子について、癌の分子標的治療薬のターゲットとなり得るか否かを下記の実験により検証します。

a 癌細胞の増殖に関与しているか否かを、遺伝子を直接細胞に入れた際の細胞増殖促進効果の有無で確認する。

b 遺伝子の働きを阻害することにより、癌細胞の増殖が阻害されるか否かを、アンチセンス法(22)

及びRNAi (23) 等により確認する。

c 生命の維持に重要な臓器で発現が低いかなかを、マイクロアレーで得た正常臓器のデータベースで検討し、さらにRT-PCR (24) やノザンプロット法 (25) (mRNAの発現量を調べる方法) 等により確認する。

なお、以下に簡単にステップ3のcDNAマイクロアレーによる解析方法をご説明します。

A細胞からmRNAを抽出して、このmRNAからcDNAを合成する際に緑色の色素で標識化します。B細胞からもmRNAを抽出して、このmRNAからcDNAを合成する際に赤色の色素で標識化します。これらの標識化されたcDNAを混合し、マイクロアレー上で結合させる操作(これを「競合ハイブリタイゼーション」といいます)をすることによって、AとBとの細胞間での遺伝子の発現量の比を検出することができます。

この場合の発現量の比はマイクロアレー上の黄・緑・赤・黒の4種類のスポットとして検出されることとなりますが、このような色の違いが検出される原理もご説明します。

ヒトの約3万~4万種類の遺伝子のうち、個々の細胞においては1万~2万種類の遺伝子が発現しているものと推測されています。それぞれの遺伝子から合成されたmRNAのコピー数は同一ではなく、数千コピーのmRNAが存在している遺伝子もあれば、1~数コピー程度しかmRNAが存在していない遺伝子もあり、そのコピー数は遺伝子ごとに千差万別です。

例えば、C遺伝子に相当するmRNAがA細胞では2分子(赤で標識化)しか存在していないのに対して、B細胞では100分子(緑で標識化)存在すれば、当然C遺伝子に相当するスポットには緑で標識化された分子が圧倒的に多く結合することになるため、このスポットは緑色のスポットとして検出されます。もし2種類の細胞で同レベルに発現されている遺伝子であれば、同じ数の緑色と赤色の分子が結合するために黄色のスポットとして検出されることとなります。また両者においてまったく発現していない場合には、黒色のスポットとなります。

研究の特徴について

当該共同研究における主な特徴は、以下の通りであります。当社は、これらの各要素を組み合わせた解析スキームに研究の優位性があり、各種の癌において得られた遺伝子情報等は、治療効果が高く、かつ副作用が少ない抗癌剤等の開発や、特異性の高い癌診断薬の開発に有用であると認識しております。なお、現時点においては、第三者が同様の遺伝子解析を実施することは困難であるものと考えておりますが、新たな研究手法等が確立された場合においては、今後における当該優位性が継続する保証はありません。

a 臨床症例に基づいた研究成果であること

当社の東京大学との共同研究は、同大学の医科学研究所が協力医療機関から収集した臨床症例に基づくものであり、主要な12癌種を含む各癌種について多数の症例の解析が可能となっております。

b LMM法による癌細胞の分離により精度の高い解析が可能であること

従来の研究開発においては、癌組織から直接RNAを回収していたので、癌細胞に加え正常細胞の混入も多く、結果として癌細胞での遺伝子発現変化が反映できないことが少なからず生じておりました。当社共同研究においては、高度な病理学的知識を有する研究者が癌細胞及び正常細胞を判別した上でLMM法により癌組織からの癌細胞の切り出し作業を実施しており、多くの手間と時間が必要となるものの、ほぼ100%の純度の癌細胞分離が可能であり、当該癌細胞のみを解析に用いることにより解析結果の正確性が向上しております。

c 遺伝子解析においてcDNAマイクロアレーを利用していること

当社が使用しているcDNAマイクロアレーは、東京大学医科学研究所教授である中村祐輔が独自に開発したものであり、その特徴として、ア)精度を高めるため独自に開発したcDNAのセットを利用していること、イ)現在32,000種類の遺伝子をスポットしていること、ウ)機能未知の遺伝子及び新規遺伝子も解析

対象となること、等であります。

d 特定された候補遺伝子と癌との関連を複数の実験により検証していること

前述の通り、近年においては分子標的治療薬という概念が確立し、肺癌、乳癌および急性骨髄性白血病に対する抗癌剤の開発がなされており、特定の癌患者に対して一定の効果が生じているものと考えられます。しかしながら、当社においては、これらの抗癌剤について効果、特異性や副作用の観点から見ると必ずしも十分なものではないものと認識しております。

抗癌剤のターゲットとなる遺伝子は癌細胞のみに特異的に発現するのではなく、多くの正常臓器にも共通に発現している場合があることから、それらの副作用の原因として、抗癌剤が正常細胞に対しても作用してしまうことが考えられます。当該解析スキームにおいては、マイクロアレーによる解析から特定された癌細胞で特異的に発現上昇している候補遺伝子について、ア)細胞の増殖に關与するもの、イ)働きを阻害するとがん細胞が増殖を停止する、もしくは死滅するもの、ウ)生命の維持に不可欠な臓器では発現していないもの等の条件により、分子標的抗癌剤のターゲットとして適当か否かを複数の実験により検証し、絞込みを行っており、癌細胞に対してより特異的で、かつ副作用の少ない抗癌剤等の開発に結びつくシーズの提供が可能になるものと考えております。

[用語解説]

(19) mRNA, cDNA, RNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られていますが、体の構造や動きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。

(20) LMM(Laser Microbeam Microdissection)

癌細胞を顕微鏡下で観察すると正常細胞と癌細胞が複雑に入り混じっており、癌遺伝子の解析のためには、まずこのような組織から癌細胞の集団だけを取り出す必要があります。当社では共同研究において、LMM (Laser Microbeam Microdissection) 法と呼ばれる技術を採用しております。LMM法による手順の概要は、以下の通りであります。

イ) ガラススライドに置いた組織片上に特別なフィルムを貼り付ける。

ロ) コンピューターの画面を見ながら顕微鏡下に取り出したい部分を指定する。

ハ) その部分だけにレーザー光を当てることによって、フィルムの基質を溶かし、目的の組織部分をフィルムに固定し、癌細胞だけを取り出す。

(21) 競合ハイブリダイゼーション

目的とするDNAを標識して、そのDNAに対応するDNAがマイクロアレー上のどの位置に存在するのか、化学的発色法を用いて調べるための操作のこと。当社の研究では、癌細胞と正常細胞の双方から cDNA を作成し、これを同時にマイクロアレーに使用するため、「競合ハイブリダイゼーション」と称しております。

(22) アンチセンス法

アンチセンスとは遺伝子情報を持つDNAまたはRNAと相補的な塩基配列を持つものをいい、例えばタンパク質の合成を指示するmRNAに相補的な塩基配列をデザインしたアンチセンスDNA (またはアンチセンスRNA) は、mRNAによる情報伝達 (翻訳) を阻害する機能を有しております。アンチセンス法とは、アンチセンスのmRNAによる伝達を阻害する機能等を利用して遺伝子の機能を解析する方法であります。

(23) RNAi

RNAiとはRNA interference (干渉) の略語。細胞に導入された二本鎖RNAが、それと同じ配列を持つ遺伝子の発現(タンパク質合成)を抑制する現象のことです。この方法は、標的遺伝子(mRNA)を破壊することで発現を抑制する為、遺伝子の機能解析に有効な方法と考えられております。

(24) RT-PCR

PCRとははPolymerase Chain Reaction の略語であり、DNA配列を正確に増幅する技術のこと。細菌やウイルス由来の酵素を用い、自動化された装置で行うものであり、この技術により、同じDNAを短時間で増やし、分析することが容易になります。

RT-PCRとは逆転写酵素を用いてRNAを鋳型としたDNA合成を行い、そのDNAを鋳型にしてPCR反応を行うことを指します。

(25) ノザンプロットティング法

ろ紙などにRNAをしみ込ませて固定しておき、そのRNAと特異的に結合する遺伝子断片をかけ、発色させることによって、RNAの有無や存在量を調べる方法であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下の通りであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものであり、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(1) 収益及び費用面の特徴

収益面の特徴

当社は、製薬会社等との契約により、通常、その対価については、契約一時金、研究協力金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することとしております。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しており、研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗(予め設定されたイベント達成等)に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

今後におけるマイルストーン及びロイヤリティの発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない場合もあります。

また、現在の当社の事業形態等から、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

費用面の特徴

当社グループは研究開発型企业として、研究開発費の総額は事業収益に対し大きなウェイトを占めており、過年度における研究開発費の実績は、平成17年3月期1,135百万円、平成18年3月期1,769百万円、平成19年3月期1,872百万円、平成20年3月期2,049百万円、平成21年3月期3,009百万円であります。

平成21年3月期における研究開発費の内訳につきましては、研究開発の進捗に伴う自社における研究材料費や人件費等を含めた研究開発費用のほか、社外へ支払った主な費用といたしましては研究開発における外注費や東京大学をはじめとした各大学との共同研究費等であります。

また、東京大学との共同研究費につきましては、大学との協議により、当社が共同研究に派遣するの人数に応じた研究料及び当該共同研究において必要と見込まれる直接経費について、共同研究費として大学に支払っており、共同研究における活動状況に応じて生じる追加費用等については、相互協議による契約変更の手続きにより追加支払いを行う場合もあります。

当社は、今後の方針として、自社研究所の活動のウェイトを更に高めながら、大学との共同研究や他の企業との連携による研究開発を積極的に模索していく方針であり、相応の研究開発費が発生することとなります。

(2) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

財政状態

当連結会計年度末の総資産は、9,051百万円(前連結会計年度末比57百万円減少)となりました。内訳としては、流動資産は8,464百万円(同25百万円減少)、固定資産は586百万円(同31百万円減少)となりました。

負債の合計は406百万円(前連結会計年度末比210百万円減少)となりました。流動負債は390百万円(同83百万円減少)、これは未払金が84百万円減少したことが主な要因となっています。固定負債は15百万円(同126百万円減少)、これは長期借入金111百万円減少したこと、負ののれん償却費13百万円

の計上が主な要因となっています。

純資産は、8,645百万円（前連結会計年度末比153百万円増加）となりました。これは、利益剰余金が148百万円増加したことが主な要因となっております。

経営成績

当連結会計年度における事業収益につきましては、提携先製薬企業からの契約一時金、マイルストーンならびに開発協力金を受領し、連結事業収益は3,327百万円（前期比1,354百万円の増加）となりました。

一方、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進により、連結経常利益は119百万円（前期は314百万円の損失）、連結当期純利益は148百万円（前期は202百万円の損失）となりました。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金計画について

当社グループが現在計画している資金計画については、共同研究費、研究開発要員の人件費及び外注費等の研究開発資金、自社の研究用設備等の設備資金に充当する方針であり、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品で運用していく計画であります。

バイオ・テクノロジー業界等の当社を取り巻く外部環境については変化が速いことや、新規参入等により当社グループの事業環境に劇的な変動が生じる可能性があること等から、当社の経営判断として資金について、上記の対象以外に振り向けられる可能性も否定できません。

また、当社グループ事業の性質上、研究開発資金等の多額な資金を必要とするものであります。急速な成長、技術変化、市場の発展等環境の変化に伴い、当社は新たな戦略を実行し、その事業を展開するための必要資金は、現時点における想定以上に拡大する可能性があります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの事業展開における重要な要素としては、「事業推進のスピード」「事業領域の拡大」「リスクとリターンのバランス」といった3点が挙げられます。

当社グループが属する医薬品業界、特にバイオ・テクノロジー業界においては、世界的な新薬開発競争とその新薬開発のための様々な研究開発や技術開発が世界的規模で行われており、当社の研究活動もこのスピード競争を勝ち抜き、質の高い研究成果（遺伝子情報、医薬品候補物質）を一日も早く提携先製薬企業等へ提供することが当社の優位性を確保する上で非常に重要であると認識しております。

次に事業領域の拡大につきましては、現在当社グループは、癌ワクチン、抗体医薬、低分子医薬、核酸医薬で創薬研究を展開しており、自社あるいは他社との事業提携等により積極的に事業を拡大していく方針であります。当社グループが見出した癌関連遺伝子情報をより多くの医薬品開発用途へ応用することにより、事業価値を高めたいと考えています。

最後にリスクとリターンのバランスですが、当社グループの最大の強みは、数多くの癌関連遺伝子、すなわち創薬ターゲットを所有していることでもあります。ただ、それら多数の創薬ターゲットの全てについて、多岐の用途にわたる創薬研究を、当社のみで資源と費用で、かつ世界的な競争に打ち勝つ「スピード」で遂行することは、膨大な設備投資と研究開発費を必要とし、資金的なリスクを生じせしめます。当社としては、製薬企業等との積極的な提携契約の締結や研究開発に提携等により、商品化の可能性を極大化しつつ、リスクは経営上合理的なレベルにとどめる方針を現時点では採用しています。本方針により、事業展開からの成果や利益といったリターンをパートナーと共有することにはなりますが、可能性のある商品を商業化できないリスクやスピード競争に負けるリスクを低減することができます。今後ともリスクとリターンのバランスに十分配慮し、最善と考えられる経営判断を行っていきたいと考えております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

平成21年3月期において、実施致しました設備投資の総額は81,443千円であり、この内訳は主に本社ラボ設備の拡充によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (神奈川県川崎市高 津区坂戸)	統括事業施設	144,433	26,808	132,813	304,056	75
鶴見 (神奈川県横浜市鶴 見区小野町)	研究施設	17,163	0	14,786	31,950	4
合計		161,597	26,808	147,600	336,006	79

(注) 1 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2 本社ならびに鶴見は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

(事業所名)	(所在地)	年間賃借料 (千円)	(床面積)	(賃借先)
本社	神奈川県川崎市高津区坂戸	90,448	1,597.68㎡	(株)ケイエスピーコミュニ ニティ
鶴見	神奈川県横浜市鶴見区小野町	6,800	153.17㎡	横浜企業経営支援財 団

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
イムナス・ファーマ 株式会社 本社 (神奈川県川崎市高 津区坂戸)	研究施設	1,904	1,030	24,703	27,637	8
合計		1,904	1,030	24,703	27,637	8

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	770,000
計	770,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	202,341	202,341	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用しておりま せん。
計	202,341	202,341		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(平成14年5月13日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	3,290個(注)1・3	3,290個(注)1・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,290株(注)3	3,290株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	3,334円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,334円 資本組入額 1,667円 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	11,004個 10,151個 (注)1・3	11,004個 10,151個 (注)1・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	11,004株 10,151株 (注)3	11,004株 10,151株 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	2,700個 1,604個 (注)1・3	2,700個 1,604個 (注)1・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,700株 1,604株 (注)1・3	2,700株 1,604株 (注)1・3
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	825個 6,000個 1,500個 (注)1	825個 6,000個 1,500個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	825株 6,000株 1,500株 (注)1	825株 6,000株 1,500株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成16年6月29日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	480個(注)1	480個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	480株(注)1	480株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	585,614円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 585,614円 資本組入額 292,807円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成17年6月29日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	570個 3,296個 (注)1	570個 3,296個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	570株 3,296株 (注)1	570株 3,296株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	250,530円 177,259円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250,530円 資本組入額 125,265円 発行価格 177,259円 資本組入額 88,630円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成18年6月27日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,395個(注)1	1,395個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,395株(注)1	1,395株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	70,492円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,492円 資本組入額 35,246円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 新株予約権の行使期間、新株予約権の行使条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(8)ストックオプション制度の内容」に記載されているため、記載を省略しております。

3 平成15年5月20日開催の取締役会決議により、平成15年6月13日をもって1株を50株に分割しており、また、平成16年8月19日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日をもって1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を変更しております。

4 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成19年6月28日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	1,230個 20個 570個 95個 (注)1	1,230個 20個 570個 95個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,230株 20株 570株 95株 (注)1	1,230株 20株 570株 95株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	64,511円 64,511円 143,798円 143,798円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円 発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円 発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円 発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(平成20年6月27日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	10個(注)1	10個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10株(注)1	10株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	129,934円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 129,934円 資本組入額 64,967円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(8)ストックオプション制度の内容」に記載されているため、記載を省略しております。

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日～ 平成16年11月18日(注)1	532	62,735	2,696	3,430,727	2,696	6,395,949
平成16年11月19日(注)2	125,470	188,205		3,430,727		6,395,949
平成16年11月19日～ 平成17年3月31日(注)1	4,370	192,575	7,351	3,438,078	7,351	6,403,300
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日(注)1	1,750	194,325	20,766	3,458,845	20,767	6,424,067
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日(注)1	1,865	196,190	6,550	3,465,396	6,550	6,430,618
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日(注)1	3,401	199,591	17,615	3,483,011	17,615	6,448,233
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日(注)1	2,750	202,341	9,609	3,492,620	9,609	6,457,842

(注) 1 新株引受権・新株予約権の権利行使

2 株式分割(1:3)

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	6	27	194	31	4	13,673	13,935	
所有株式数 (株)	0	1,971	9,588	7,305	14,264	10	169,203	202,341	
所有株式数 の割合(%)	0	0.97	4.74	3.61	7.05	0.00	83.63	100.0	

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中村 祐輔	東京都品川区	21,750	10.75
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	10,792	5.33
古川 洋一	神奈川県川崎市宮前区	10,500	5.19
荒川 博文	東京都中央区	10,200	5.04
中鶴 修一	埼玉県さいたま市中央区	9,900	4.89
田原 秀晃	東京都目黒区	9,000	4.45
富田 憲介	東京都杉並区	7,350	3.63
大和証券エスエムピーシー株式 会社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	6,229	3.08
株式会社CSK-IS	東京都港区南青山2丁目26-1	4,022	1.99
江見 充	東京都豊島区	2,806	1.39
計		92,549	45.74

(注) 前事業年度末現在、主要株主であった株式会社CSK-ISは、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 202,341	202,341	
単元未満株式			
発行済株式総数	202,341		
総株主の議決権		202,341	

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社役員、従業員及び社外の協力者に対して付与することを下記株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成14年5月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年5月13日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	3,290
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,334 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成16年5月14日から平成24年5月13日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止(注) 1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

4 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 1 (注) 1 従業員 5 社外の協力者 2 (注) 2 社外の協力者 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	11,004(注) 5 10,151(注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,667(注) 5
新株予約権の行使期間	平成16年7月25日から平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から平成24年5月13日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 付与当初は当社取締役でしたが、その後監査役に就任しております。

2 付与当初は当社取締役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。

3 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

6 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 1 社外協力者 1 (注) 1 社外協力者 1 社及び 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	2,700 (注) 4 1,604 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,667 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成16年11月28日から平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から平成24年10月31日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 付与当初は当社取締役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。

2 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

5 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成15年7月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 8 取締役 1 社外協力者 1 社外協力者 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	825 (注) 3 6,000 (注) 3 1,500 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成17年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注)1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
- 4 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成16年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 監査役 1 従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	480 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585,614 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成16年6月30日から平成26年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

- 4 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 1 取締役 1 監査役 1 従業員 1 3 社外協力者 1 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	570 3,296
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,530 177,259
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から平成27年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 付与当初は当社監査役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。

2 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

5 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成18年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 16 社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,395
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,492(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年5月28日から平成29年5月27日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位を失った、または社外協力者については、当社への協力関係を維持していない場合は原則として権利行使不能(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成19年6月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3(注1) 従業員 14 従業員 2(注2) 従業員 24 従業員 1(注2) 社外協力者 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,230 20 570 95
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64,511(注)4 64,511(注)4 143,798(注)4 143,798(注)4
新株予約権の行使期間	平成21年9月27日～平成29年9月26日 平成21年9月27日～平成29年9月26日 平成22年6月17日～平成30年6月16日 平成22年6月17日～平成30年6月16日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 付与当初は1名が従業員でしたが、その後、当社の取締役となっております。

2 付与当初は1名が社外協力者でしたが、その後当社の従業員となっております。

3 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等

を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

6 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	10
新株予約権の行使時の払込金額(円)	129,934円(注)4
新株予約権の行使期間	平成22年8月26日～平成30年8月25日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 2 監査役 2 従業員 36 社外協力者 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	2,920 70
新株予約権の行使時の払込金額(円)	169,000円(注)4 169,000円(注)4
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～平成31年6月26日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

3 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

6 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成21年 6 月26日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	未定
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	3,000株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定（注）1・2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。（注）1
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また、社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を必要とする。（注）1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び今後開催される取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める予定です。

- 2 新株予約権の行使に際して、払込をすべき金額（以下、「払込価額」という）は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、研究開発型ベンチャー企業として、引き続き研究開発投資を継続していく必要があることから、当面は内部留保に努め、利益配当は実施せず、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	2,170,000 430,000	346,000	218,000	212,000	199,700
最低(円)	990,000 229,000	143,000	68,800	49,100	46,600

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

2 印は、株式分割(無償)権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	91,800	154,800	147,900	134,100	199,700	170,500
最低(円)	46,600	73,600	98,000	107,000	141,000	133,600

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		富田 憲介	昭和24年1月8日生	昭和49年4月 三共株式会社(現第一三共株式会社)入社 昭和62年7月 日本イーライリリー株式会社入社 平成元年7月 ローラージャパン株式会社入社 平成3年10月 有限会社イー・シー・エス設立 代表取締役社長就任 平成3年11月 サンド薬品株式会社入社 平成4年8月 ローヌ・ブーランローラー インク(現サノフィ・アベンティス)入社 平成6年4月 ローヌ・ブーランローラー株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)取締役就任 平成7年4月 アールピーアールジェンセル株式会社 代表取締役社長兼任 平成12年6月 アンジェス エムジー株式会社代表取締役社長就任 平成13年4月 同社取締役会長就任 平成14年5月 当社入社 平成14年7月 当社取締役就任 平成14年12月 当社取締役副社長就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成16年8月 OMAb Pharma株式会社(現イムナス・ファーマ株式会社)代表取締役社長就任(現任) 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社取締役就任	(注)3	7,350
代表取締役 副社長	研究開発本部長	角田 卓也	昭和34年8月1日生	平成6年2月 City of Hope National Cancer Institute (Los Angeles, USA) Assistant Research Scientist 平成7年7月 和歌山県立医科大学第2外科助手 平成12年4月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター外科助手 平成12年8月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター外科講師 平成17年3月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター特任助教授 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社代表取締役社長就任 平成18年7月 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター客員研究員(現任) 平成19年6月 当社取締役副社長就任 平成20年3月 当社代表取締役副社長就任(現任)	(注)5	-
取締役	管理本部長	山本 和男	昭和36年2月28日生	昭和58年4月 株式会社東京スタイル入社 昭和59年4月 三興自動機器株式会社(現三興マテリアルサプライ株式会社)入社 平成11年7月 株式会社イクス・バルス(現株式会社イクス)入社取締役就任 平成19年7月 当社入社管理本部長 平成20年6月 当社取締役管理本部長就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		中村 祐輔	昭和27年12月8日生	昭和52年6月 大阪大学医学部付属病院研修医 昭和53年1月 大阪府立病院勤務 昭和54年1月 町立内海病院勤務 昭和54年7月 市立堺病院勤務 昭和62年9月 米国ユタ大学人類遺伝学教室助教 授 平成元年9月 財団法人癌研究会癌研究所生化学 部部長就任 平成6年10月 東京大学医科学研究所分子病態研 究施設教授 平成7年4月 東京大学医科学研究所ヒトゲノム 解析センター長就任(現任) 平成13年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	21,750
取締役		山路 弘志	昭和34年6月4日生	昭和57年4月 三共株式会社 入社 昭和62年10月 日本イーライリリー株式会社 入 社 平成2年4月 ローラージャパン株式会社 (現サノフィ・アベンティス株式 会社)入社 平成10年8月 スミスクリン・ピーチャム製薬 株式会社(現グラクソ・スミスク ライン株式会社) 入社 平成12年4月 日本モンサント株式会社 (現ファイザー株式会社) 入社 平成15年2月 当社入社 研究開発部 開発担当部 長就任 平成16年8月 当社事業開発部長就任 平成16年8月 OMAb Pharma株式会社(現イムナ ス・ファーマ株式会社) 取締役就 任(現任) 平成17年6月 当社取締役就任(現任) 平成18年6月 株式会社未来医療研究センター代 表取締役就任(現任)	(注)5	-
監査役 (常勤)		中鶴 修一	昭和32年11月14日生	昭和57年4月 日研化学株式会社入社 平成3年7月 三光純薬株式会社入社 平成13年4月 当社入社 代表取締役社長就任 平成15年4月 当社取締役副社長研究担当 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社 取締役就任 平成19年10月 当社取締役副社長 社長補佐業務, 知的財産担当,事業開発担当 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	9,900
監査役		高木 美也子	昭和27年1月10日生	平成12年4月 日本大学総合科学研究所教授(現 任) 平成16年6月 当社監査役 就任(現任) 平成17年4月 東京農工大大学院客員教授(生命 倫理学)(現任) 平成18年10月 内閣府総合科学技術会議生命倫理 専門調査会委員(現任) 平成20年4月 独)新エネルギー・産業技術総合 開発機構プログラム・ディレクタ - (現任)	(注)4	-
監査役		小峰 雄一	昭和46年10月21日生	平成7年10月 中央監査法人入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成12年7月 中央青山監査法人退所 平成12年7月 小峰雄一公認会計士事務所開業 平成12年10月 税理士登録、小峰雄一税理士事務 所開業 平成20年1月 税理士法人小峰会計事務所設立 平成20年6月 当社監査役 就任(現任)	(注)4	-
計						39,000

(注)1 中村祐輔氏は会社法に定める社外取締役であります。

2 高木美也子氏ならびに小峰雄一氏は会社法に定める社外監査役であります。

3 取締役の任期は、平成20年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査役の任期は、平成20年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 取締役の任期は、平成21年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要な課題であると認識しております。

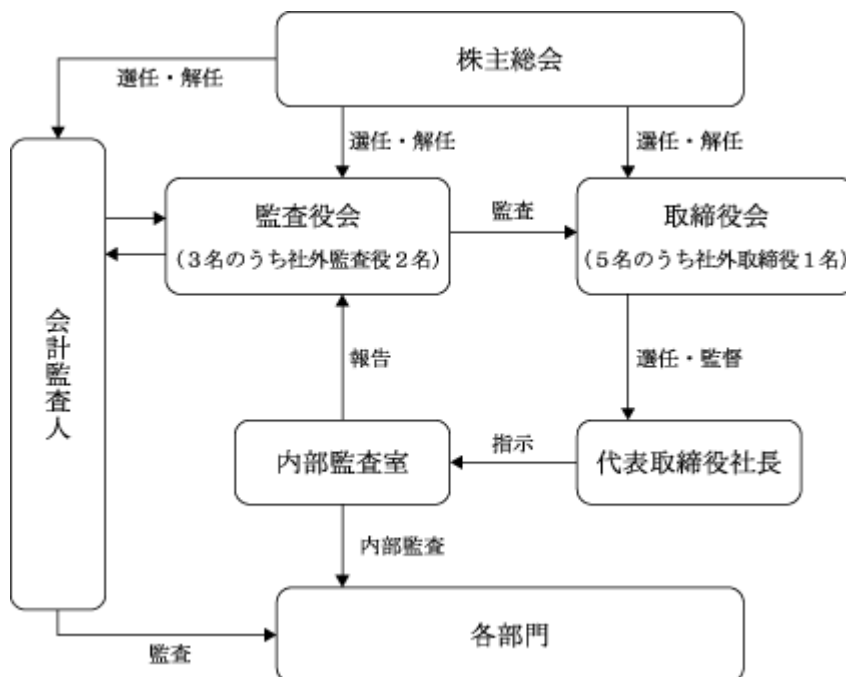
会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(a) 会社の機関の内容等

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤1名、非常勤2名（いずれも社外監査役）の計3名で構成されております。定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。

取締役会は、代表取締役2名、取締役3名（うち社外取締役1名）の計5名で構成され、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

(b) 会社の機関・内部統制の関係図



(c) 内部統制システム整備の状況

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、その基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

業務執行の監査につきましては、監査役が経営トップと積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を随時行い、会社の業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

内部監査室1名（兼務）は、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

(d)会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査法人トーマツを平成13年4月より起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：片岡 久依 勢志 元
- ・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士1名 その他9名

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

(e)社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である中村祐輔氏（東京大学医科学研究所 教授）は、平成21年3月31日現在、当社株式の10.75%を所有する株主であります。社外監査役は、高木美也子氏、小峰雄一氏の2名であり、いずれも当社との間に利害関係はございません。

リスク管理について

当社は、事業活動全般にわたり生じうるさまざまなリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて取締役会にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士、並びに社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、当社は従来より、高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や、法令、並びに社内規定を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、当社が企業使命とする「一日でも早く、副作用が少なく、かつ効果の高い抗癌剤・診断薬を世に送り出す」という高い使命感を持ち事業活動を展開しております。

役員報酬の内容

取締役6名に対する年間報酬の総額は83,543千円、監査役5名に対する年間報酬の総額は12,450千円となります。

取締役の支給人数、支給額には平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会時に取締役であった中鶴修一氏（現監査役）を含めております。また、監査役の支給人数、支給額には退任した野口清氏、郡義久氏を含んでおります。

また、取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（24,364千円）を含んでおります。

社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としています。

国立大学法人東京大学を中心とした各大学・研究機関教職員の兼業に係る利益相反の回避について

当社においては、中村祐輔が国立大学法人東京大学の兼業承認に伴い当社取締役（非常勤）に就任しているほか、その他、東京大学を中心とした各大学・研究機関の研究者（教授及び講師等）5名が同様に当社顧問として兼業しております。

当社としてはこれらの兼業を行っている者との関係においては、利益相反等の行為が発生しないように法規制等を遵守するとともに、当社の企業運営上取締役会の監視等を通じて十分留意しておりま

す。しかしながら、このような留意にかかわらず、利益相反等の行為が発生した場合には、当社の利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受ける等の不利益を被り、その結果として当社の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数は7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

() 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものです。

() 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社			20,000	3,000
連結子会社				
計			20,000	3,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制に関する助言・指導業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び前事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 5,330,958	1 7,868,370
売掛金	21,885	251,648
有価証券	3,000,000	-
たな卸資産	47,105	-
原材料及び貯蔵品	-	49,040
前渡金	-	255,111
その他	89,684	40,302
流動資産合計	8,489,632	8,464,473
固定資産		
有形固定資産		
建物	199,250	204,063
減価償却累計額	29,428	40,561
建物(純額)	169,822	163,502
機械及び装置	131,954	131,954
減価償却累計額	94,709	104,115
機械及び装置(純額)	37,244	27,839
工具、器具及び備品	342,465	432,664
減価償却累計額	184,444	260,360
工具、器具及び備品(純額)	158,020	172,303
有形固定資産合計	365,087	363,644
無形固定資産		
特許権	150,607	130,120
ソフトウェア	9,484	4,352
その他	72	72
無形固定資産合計	160,164	134,545
投資その他の資産		
投資有価証券	2 28,440	2 29,364
長期前払費用	7,485	1,348
差入保証金	57,350	57,753
投資その他の資産合計	93,276	88,466
固定資産合計	618,528	586,657
資産合計	9,108,161	9,051,130

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	372,453	288,322
未払法人税等	18,111	17,533
その他	84,261	85,026
流動負債合計	474,826	390,882
固定負債		
長期借入金	111,051	-
負ののれん	26,699	13,349
繰延税金負債	4,148	1,873
固定負債合計	141,899	15,223
負債合計	616,725	406,105
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,483,011	3,492,620
資本剰余金	6,448,233	6,457,842
利益剰余金	1,574,895	1,426,645
株主資本合計	8,356,348	8,523,816
新株予約権	24,889	77,854
少数株主持分	110,197	43,354
純資産合計	8,491,436	8,645,025
負債純資産合計	9,108,161	9,051,130

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
事業収益	1,972,835	3,327,575
事業費用		
研究開発費	1 2,049,253	1 3,009,590
販売費及び一般管理費	2 309,007	2 290,816
事業費用合計	2,358,261	3,300,406
営業利益又は営業損失()	385,426	27,169
営業外収益		
受取利息	14,994	15,633
有価証券利息	17,899	17,802
為替差益	20,629	2,684
負ののれん償却額	6,674	13,349
持分法による投資利益	10,687	923
助成金収入	3 -	3 41,023
雑収入	258	909
営業外収益合計	71,144	92,325
経常利益又は経常損失()	314,281	119,494
特別利益		
固定資産売却益	4 -	4 204
研究費用精算益	5 107,040	5 -
特別利益合計	107,040	204
特別損失		
固定資産除却損	6 21,054	6 36,068
特別損失合計	21,054	36,068
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	228,295	83,631
法人税、住民税及び事業税	2,407	4,500
法人税等調整額	1,659	2,275
法人税等合計	4,066	2,224
少数株主損失()	30,288	66,843
当期純利益又は当期純損失()	202,073	148,249

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,465,396	3,483,011
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	17,615	9,609
当期変動額合計	17,615	9,609
当期末残高	3,483,011	3,492,620
資本剰余金		
前期末残高	6,430,618	6,448,233
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	17,615	9,609
当期変動額合計	17,615	9,609
当期末残高	6,448,233	6,457,842
利益剰余金		
前期末残高	1,372,822	1,574,895
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	202,073	148,249
当期変動額合計	202,073	148,249
当期末残高	1,574,895	1,426,645
株主資本合計		
前期末残高	8,523,191	8,356,348
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	35,230	19,218
当期純利益又は当期純損失（ ）	202,073	148,249
当期変動額合計	166,842	167,468
当期末残高	8,356,348	8,523,816
新株予約権		
前期末残高	-	24,889
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,889	52,964
当期変動額合計	24,889	52,964
当期末残高	24,889	77,854
少数株主持分		
前期末残高	-	110,197
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	110,197	66,843
当期変動額合計	110,197	66,843
当期末残高	110,197	43,354

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	8,523,191	8,491,436
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	35,230	19,218
当期純利益又は当期純損失（ ）	202,073	148,249
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,087	13,878
当期変動額合計	31,755	153,589
当期末残高	8,491,436	8,645,025

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	228,295	83,631
減価償却費	121,218	133,352
株式報酬費用	24,889	52,964
負ののれん償却額	6,674	13,349
持分法による投資損益(は益)	10,687	923
固定資産除却損	21,054	36,068
売上債権の増減額(は増加)	150,799	229,763
たな卸資産の増減額(は増加)	21,463	1,935
前渡金の増減額(は増加)	-	210,910
未払金の増減額(は減少)	190,110	79,419
その他	75,984	22,406
小計	316,936	252,692
利息の受取額	33,427	34,905
法人税等の支払額	4,138	5,717
営業活動によるキャッシュ・フロー	346,225	223,504
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	3,050,000	3,050,000
有価証券の純増減額(は増加)	494,345	3,000,000
有形固定資産の取得による支出	59,270	100,555
無形固定資産の取得による支出	45,153	46,898
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	² 219,560	² -
その他	153	38
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,440,363	5,902,584
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	111,051	15,730
長期借入金の返済による支出	-	126,781
株式の発行による収入	35,230	19,218
財務活動によるキャッシュ・フロー	146,281	91,832
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	165
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,947,856	5,587,412
現金及び現金同等物の期首残高	4,228,814	2,280,958
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 2,280,958	¹ 7,868,370

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社..... 1社 イムナス・ファーマ株式会社 ワクチン・サイエンス株式会社について、平成19年9月30日付で当社が吸収合併しております。 イムナス・ファーマ株式会社については、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。なお、みなし取得日を平成19年9月30日としているため、当連結会計年度においては、平成19年10月1日より平成20年3月31日までの6ヶ月間の損益を連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社..... 1社 イムナス・ファーマ株式会社</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社..... 1社 株式会社未来医療研究センター イムナス・ファーマ株式会社については、株式の追加取得により当連結会計年度より連結子会社としております。なお、みなし取得日を平成19年9月30日としているため、当連結会計年度においては、平成19年4月1日より平成19年9月30日までの6ヶ月間の損益を持分法適用の範囲に含めることとしております。 (2) 持分法を適用しない関連会社..... 1社 株式会社免疫工学研究所 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社..... 1社 株式会社未来医療研究センター (2) 持分法を適用しない関連会社..... 1社 株式会社免疫工学研究所 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>() 有価証券 満期保有目的の債権 原価法 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 () たな卸資産 原材料 移動平均法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>() 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 () たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 原材料 移動平均法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)												
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>() 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～18年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3～13年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>() 無形固定資産 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。</p> <p>() 長期前払費用 定額法</p>	建物	3～18年	機械及び装置	3～13年	工具、器具及び備品	3～15年	<p>() 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～18年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3～13年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>() 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。</p> <p>() 長期前払費用 同左</p>	建物	3～18年	機械及び装置	3～13年	工具、器具及び備品	3～15年
建物	3～18年													
機械及び装置	3～13年													
工具、器具及び備品	3～15年													
建物	3～18年													
機械及び装置	3～13年													
工具、器具及び備品	3～15年													
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>() 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p>	<p>() 貸倒引当金 同左</p>												
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>												
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>													
(6) その他連結財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>() 消費税等の会計処理 税抜処理によっております。</p>	<p>() 消費税等の会計処理 同左</p>												
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>												
6. 負ののれんの償却に関する事項	<p>負ののれんは、30ヶ月で均等償却しております。</p>	<p>同左</p>												
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。</p>	<p>同左</p>												

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。</p> <p>なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響はございません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響はございません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

<p>(連結貸借対照表)</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「有価証券の純増減額」及び「定期預金の純増減額」は、前連結会計年度まで「有価証券の取得による支出」及び「有価証券の売却による収入」、「定期預金の払戻による収入」及び「定期預金の預入による支出」としてそれぞれ両建表示しておりましたが、期間が短く、かつ回転が早いため、純額表示いたしました。</p> <p>なお、当連結会計年度の「有価証券の取得による支出」は、9,995,415千円、「有価証券の売却による収入」は、10,489,761千円、「定期預金の払戻による収入」は、50,000千円、「定期預金の預入による支出」は、3,100,000千円を、それぞれ計上しております。</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「未払金の増加額」は、重要性を増したため、当連結会計年度において、区分掲記することに変更いたしました。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「未払金の減少額」は、54,071千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」と表示しています。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含めておりました「原材料及び貯蔵品」は47,105千円であります。</p> <p>前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めておりました「前渡金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することに変更いたしました。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含めておりました「前渡金」は44,201千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「前渡金の増加額」は、重要性を増したため、当連結会計年度において、区分掲記することに変更いたしました。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「前渡金の増加額」は、1,620千円であります。</p>
---	---

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 定期預金等の一部を質権を設定し、長期借入金の担保に供しております。 (1) 担保に供している資産 現金及び預金 50,000千円 (2) 上記に対応する債務 長期借入金 111,051千円	1.
2. 関係会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 28,440千円	2. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 29,364千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																										
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">外注費</td><td style="text-align: right;">596,782千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">試薬代</td><td style="text-align: right;">308,063</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">291,840</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">115,277</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">共同研究費</td><td style="text-align: right;">101,779</td></tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、0.1%一般管理費に属する費用の割合は、99.9%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td><td style="text-align: right;">84,247千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">50,802</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">42,394</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">28,600</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,941</td></tr> </table> <p>3.</p> <p>4.</p> <p>5. 一部の研究費用につきまして、研究終了にともなう精算により精算益が発生しております。</p> <p>6. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特許権</td><td style="text-align: right;">20,760千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">31</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">262</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,054</td></tr> </table>	外注費	596,782千円	試薬代	308,063	給与手当	291,840	減価償却費	115,277	共同研究費	101,779	支払手数料	84,247千円	役員報酬	50,802	給与手当	42,394	地代家賃	28,600	減価償却費	5,941	特許権	20,760千円	建物	31	工具、器具及び備品	262	計	21,054	<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">外注費</td><td style="text-align: right;">1,269,124千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">試薬代</td><td style="text-align: right;">308,422</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">383,529</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">127,510</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">共同研究費</td><td style="text-align: right;">106,879</td></tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、0.1%一般管理費に属する費用の割合は、99.9%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td><td style="text-align: right;">70,842千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">43,118</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">給与手当</td><td style="text-align: right;">50,383</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td><td style="text-align: right;">28,261</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,842</td></tr> </table> <p>3. 助成金収入の41,023千円は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発 / 橋渡し促進技術開発 / Onco antigen を標的とした新規癌ペプチドワクチンの製品化を短期間に実現化する臨床研究技術の開発」の採択による受給額であります。</p> <p>4. 固定資産売却益の内容は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">204千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">204</td></tr> </table> <p>5.</p> <p>6. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特許権</td><td style="text-align: right;">35,875千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td><td style="text-align: right;">192</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,068</td></tr> </table>	外注費	1,269,124千円	試薬代	308,422	給与手当	383,529	減価償却費	127,510	共同研究費	106,879	支払手数料	70,842千円	役員報酬	43,118	給与手当	50,383	地代家賃	28,261	減価償却費	5,842	工具、器具及び備品	204千円	計	204	特許権	35,875千円	工具、器具及び備品	192	計	36,068
外注費	596,782千円																																																										
試薬代	308,063																																																										
給与手当	291,840																																																										
減価償却費	115,277																																																										
共同研究費	101,779																																																										
支払手数料	84,247千円																																																										
役員報酬	50,802																																																										
給与手当	42,394																																																										
地代家賃	28,600																																																										
減価償却費	5,941																																																										
特許権	20,760千円																																																										
建物	31																																																										
工具、器具及び備品	262																																																										
計	21,054																																																										
外注費	1,269,124千円																																																										
試薬代	308,422																																																										
給与手当	383,529																																																										
減価償却費	127,510																																																										
共同研究費	106,879																																																										
支払手数料	70,842千円																																																										
役員報酬	43,118																																																										
給与手当	50,383																																																										
地代家賃	28,261																																																										
減価償却費	5,842																																																										
工具、器具及び備品	204千円																																																										
計	204																																																										
特許権	35,875千円																																																										
工具、器具及び備品	192																																																										
計	36,068																																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	196,190	3,401		199,591

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 3,401 株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					24,889
合計							24,889

連結子会社における新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	199,591	2,750		202,341

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 2,750 株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					77,854
合計							77,854

連結子会社における新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 5,330,958 千円	現金及び預金 7,868,370 千円
有価証券 3,000,000	現金及び現金同等物 7,868,370
計 8,330,958	
担保に供している定期預金 50,000	
預入期間3ヶ月超の定期預金 3,000,000	
満期日到来3ヶ月超の有価証券 3,000,000	
現金及び現金同等物 2,280,958	
2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内訳 株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。	2
イムナス・ファーマ株式会社(平成19年9月30日現在)	
流動資産 291,155千円	
固定資産 21,550	
流動負債 5,469	
負ののれん 33,374	
少数株主持分 140,486	
支配獲得までの持分法 適用後の株式連結貸借 対照表上額 83,374	
イムナス・ファーマ(株) 株式の取得額 50,000	
イムナス・ファーマ(株) の現金及び現金同等物 269,560	
差引:イムナス・ファーマ (株)取得による収入 219,560	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																											
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">支払リース料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">31,666</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">30,910</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">179</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティングリース取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,181千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">1,181</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	工具器具備品				合計				1年内	千円	1年超		合計		支払リース料	31,666	千円	減価償却費相当額	30,910	千円	支払利息相当額	179	千円	未経過リース料		1年内	1,181千円	1年超		合計	1,181	<p>1</p> <p>2 オペレーティングリース取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">未経過リース料</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">2,385千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,527</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">4,912</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p>	未経過リース料		1年内	2,385千円	1年超	2,527	合計	4,912
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																									
工具器具備品																																												
合計																																												
1年内	千円																																											
1年超																																												
合計																																												
支払リース料	31,666	千円																																										
減価償却費相当額	30,910	千円																																										
支払利息相当額	179	千円																																										
未経過リース料																																												
1年内	1,181千円																																											
1年超																																												
合計	1,181																																											
未経過リース料																																												
1年内	2,385千円																																											
1年超	2,527																																											
合計	4,912																																											

(有価証券関係)

1 時価評価されていない有価証券の内容

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 譲渡性預金	3,000,000	
合計	3,000,000	

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

記載事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

記載事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上及び科目名

研究開発費における株式報酬費用 21,654千円

販売費及び一般管理費における株式報酬費用 3,234千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

決議年月日	平成14年5月13日	平成14年7月24日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 11 社外協力者 3	取締役 3 従業員 9 社外協力者 2 社外協力者 5	取締役 2 監査役 1 従業員 6 社外協力者 1 社外協力者 1社及び1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,900 普通株式 1,950	普通株式 12,000 普通株式 14,250	普通株式 5,400 普通株式 2,250
付与日	平成14年5月14日	平成14年7月24日及び 平成14年10月18日	平成14年11月27日及び 平成15年2月21日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成14年5月14日から 平成16年5月13日まで	平成14年7月24日から 平成16年7月24日まで	平成14年11月27日から 平成16年11月27日まで
権利行使期間	平成16年5月14日から 平成24年5月13日まで 平成14年5月15日から 平成24年5月13日まで	平成16年7月25日から 平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から 平成24年5月13日まで	平成16年11月28日から 平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から 平成24年10月31日まで

決議年月日	平成15年7月15日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 2 従業員 19 社外協力者 2 社外協力者 1社	監査役 1 従業員 22	取締役 1 従業員 4 取締役 1 監査役 2 従業員 28
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,610 普通株式 6,000 普通株式 1,500	普通株式 1,005	普通株式 1,600 普通株式 6,126
付与日	平成15年7月16日	平成16年7月23日	平成17年11月4日 平成18年4月24日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成15年7月16日から 平成15年7月21日まで	平成16年7月23日から 平成16年6月29日まで	平成17年11月4日から 平成19年6月29日まで 平成18年4月29日から 平成19年6月29日まで
権利行使期間	平成17年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで

(注) 当社は平成15年6月13日付で、1株につき50株の株式分割を行っており、また平成16年11月19日付で、1株につき3株の株式分割を行っております。株式の種類及び付与数並びに当該株式分割にかかる調整を行っております。

決議年月日	平成18年6月27日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 21 社外協力者 3	取締役 2 従業員 18 社外協力者 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500	普通株式 1,260 普通株式 20
付与日	平成19年5月28日	平成19年9月26日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成19年5月28日から 平成21年5月27日まで	平成19年9月26日から 平成21年9月26日まで
権利行使期間	平成21年5月28日から 平成29年5月27日まで	平成21年9月27日から 平成29年9月26日まで

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成18年 6月23日	平成19年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2	株主 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 80	普通株式 3,000
付与日	平成19年 6月18日	平成19年11月27日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	
対象勤務期間	平成19年 6月19日から 平成21年 6月18日まで	
権利行使期間	平成21年 6月19日から 平成29年 6月18日まで	平成19年11月28日から 平成26年 8月31日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	7,320	21,955	5,430
権利確定			
権利行使	2,530	50	576
失効			150
未行使残	4,790	21,905	4,704
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			7,086
付与			
失効			610
権利確定			6,476
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,835	870	
権利確定			6,476
権利行使	245		
失効	65	330	830
未行使残	8,525	540	5,646
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与	1,500	1,280	
失効	30	10	
権利確定			
未確定残	1,470	1,270	
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注) 権利行使期間の前日を権利確定日とみなしております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成18年6月23日	平成19年10月29日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与	80	3,000
失効	10	
権利確定		3,000
未確定残	70	
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		3,000
権利行使		
失効		
未行使残		3,000

単価情報

(提出会社)

決議年月日	平成14年5月13日	平成14年7月24日	平成14年11月27日
権利行使価格(円)	3,334	3,667	3,667
行使時平均株価(円)	181,000	110,000	95,620
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成15年7月15日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
権利行使価格(円)	100,000	585,614	250,530 177,259
行使時平均株価(円)	135,020		
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成18年6月27日	平成19年6月28日	
権利行使価格(円)	70,492	64,511	
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)	27,135	24,551	

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成18年6月23日	平成19年10月29日
権利行使価格(円)	285,000	50,000
行使時平均株価(円)		
公正な評価単価 (付与日)(円)		

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

ブラック・ショールズ式

決議年月日	平成18年6月27日	平成19年6月28日
株価変動性(注)1	51.37%	52.28%
予想残存期間(注)2	6年	6年
予想配当(注)3		
無リスク利率(注)4	1.898%	1.898%

- (注) 1.平成18年6月27日決議のストック・オプションにつきましては、株価の変動性の算定は、付与日までの過去3年6ヶ月(上場日から平成19年5月まで)、平成19年6月28日決議のストック・オプションにつきましては、株価の変動性の算定は、付与日までの過去3年10ヶ月(上場日から平成19年9月まで)の株価実績に基づき算定しております。
- 2.十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 3.平成19年3月期において配当の実績はありません。
- 4.予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) イムナス・ファーマ株式会社

連結子会社イムナス・ファーマ株式会社が、平成19年6月18日および平成19年11月27日に付与したストック・オプションについては、当該連結子会社は未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

株式の価値算定に使用した評価方法 純資産法

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上及び科目名

研究開発費における株式報酬費用 46,247千円

販売費及び一般管理費における株式報酬費用 6,717千円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(提出会社)

決議年月日	平成14年5月13日	平成14年7月24日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 11 社外協力者 3	取締役 3 従業員 9 社外協力者 2 社外協力者 5	取締役 2 監査役 1 従業員 6 社外協力者 1 社外協力者 1社及び1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,900 普通株式 1,950	普通株式 12,000 普通株式 14,250	普通株式 5,400 普通株式 2,250
付与日	平成14年5月14日	平成14年7月24日及び 平成14年10月18日	平成14年11月27日及び 平成15年2月21日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成14年5月14日から 平成16年5月13日まで	平成14年7月24日から 平成16年7月24日まで	平成14年11月27日から 平成16年11月27日まで
権利行使期間	平成16年5月14日から 平成24年5月13日まで 平成14年5月15日から 平成24年5月13日まで	平成16年7月25日から 平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から 平成24年5月13日まで	平成16年11月28日から 平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から 平成24年10月31日まで

決議年月日	平成15年7月15日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 2 従業員 19 社外協力者 2 社外協力者 1社	監査役 1 従業員 22	取締役 1 従業員 4 取締役 1 監査役 2 従業員 28
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,610 普通株式 6,000 普通株式 1,500	普通株式 1,005	普通株式 1,600 普通株式 6,126
付与日	平成15年7月16日	平成16年7月23日	平成17年11月4日 平成18年4月24日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成15年7月16日から 平成15年7月21日まで	平成16年7月23日から 平成18年6月29日まで	平成17年11月4日から 平成19年6月29日まで 平成18年4月29日から 平成19年6月29日まで
権利行使期間	平成17年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで

決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 21 社外協力者 3	取締役 2 従業員 18 社外協力者 2 従業員 30 社外協力者 9	社外協力者 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500	普通株式 1,260 普通株式 20 普通株式 620 普通株式 100	普通株式 10
付与日	平成19年 5月28日	平成19年 9月26日 平成19年 9月26日 平成20年 6月16日 平成20年 6月16日	平成20年 8月25日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成19年 5月28日から 平成21年 5月27日まで	平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで	平成20年 8月25日から 平成22年 8月25日まで
権利行使期間	平成21年 5月28日から 平成29年 5月27日まで	平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで	平成22年 8月26日から 平成30年 8月25日まで

(注) 当社は平成15年6月13日付で、1株につき50株の株式分割を行っており、また平成16年11月19日付で、1株につき3株の株式分割を行っております。株式の種類及び付与数並びに当該株式分割にかかる調整を行っております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年8月31日	平成17年6月22日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 6 株主 2 社外協力者 38 社外協力者 1 社外協力者 2	社外協力者 17 取締役 1 従業員 2 社外協力者 1	従業員 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 970 普通株式 6,000 普通株式 283 普通株式 30 普通株式 120	普通株式 73 普通株式 163 普通株式 60	普通株式 80
付与日	平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年11月22日 平成16年11月22日	平成17年9月22日 平成18年1月25日 平成18年2月3日	平成19年6月18日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで	平成17年9月22日から平成19年9月21日まで 平成18年1月25日から平成20年1月25日まで 平成18年2月3日から平成20年2月3日まで	平成19年6月18日から平成21年6月18日まで
権利行使期間	平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで	平成19年9月22日から平成27年6月22日まで 平成20年1月26日から平成27年6月22日まで 平成20年2月4日から平成27年6月22日まで	平成21年6月19日から平成29年6月18日まで

決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	株主 1	取締役 1 従業員 7 社外協力者 8 社外協力者 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,000	普通株式 550 普通株式 140 普通株式 30
付与日	平成19年11月27日	平成20年 7 月14日 平成20年 7 月14日 平成20年10月10日
権利確定条件		被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間		平成20年 7 月14日から 平成22年 7 月14日まで 平成20年 7 月14日から 平成22年 7 月14日まで 平成20年10月10日から 平成22年10月10日まで
権利行使期間	平成19年11月28日から 平成26年 8 月31日まで	平成22年 7 月15日から 平成30年 7 月14日まで 平成22年 7 月15日から 平成30年 7 月14日まで 平成22年10月11日から 平成30年10月10日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,790	21,905	4,704
権利確定			
権利行使	1,500	750	400
失効			
未行使残	3,290	21,155	4,304
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,525	540	5,646
権利確定			
権利行使	100		
失効	100	60	1,780
未行使残	8,325	480	3,866
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,470	1,270	
付与		720	10
失効	75	75	
権利確定			
未確定残	1,395	1,915	10
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注) 権利行使期間の前日を権利確定日とみなしております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年 8月31日	平成17年 6月22日	平成18年 6月23日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			70
付与			
失効			40
権利確定			
未確定残			30
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,561	153	
権利確定			
権利行使			
失効	33	60	
未行使残	3,528	93	
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6月30日	
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与		720	
失効		60	
権利確定			
未確定残		660	
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,000		
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	3,000		

単価情報

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利行使価格(円)	3,334	3,667	3,667
行使時平均株価(円)	151,533	94,707	121,800
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利行使価格(円)	100,000	585,614	250,530 177,259
行使時平均株価(円)	126,000		
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利行使価格(円)	70,492	64,511 64,511 143,798 143,798	129,934
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)	27,135	24,551 24,551 74,204 74,204	57,740

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年8月31日	平成17年6月22日	平成18年6月23日
権利行使価格(円)	50,000 50,000 50,000 50,000 50,000	50,000 50,000 50,000	285,000
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年6月30日	
権利行使価格(円)	50,000	56,000 56,000 56,000	
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			

3. スtock・オプションの公正な評価単価に見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度に付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

ブラック・ショールズ式

	平成20年6月16日付与
株価変動性(注)1	67.68%
予想残存期間(注)2	6年
予想配当(注)3	
無リスク利率(注)4	1.880%

- (注)1. 4年6ヶ月間(平成15年12月から平成20年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難なため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 平成20年3月期は配当の実績はありません。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

	平成20年8月25日付与
株価変動性(注)1	66.61%
予想残存期間(注)2	6年
予想配当(注)3	
無リスク利率(注)4	1.425%

- (注)1. 4年8ヶ月間(平成15年12月から平成20年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難なため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 3. 平成20年3月期は配当の実績はありません。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) イムナス・ファーマ株式会社

連結子会社イムナス・ファーマ株式会社が、平成20年7月14日および平成20年10月10日に付与したStock・オプションについては、当該連結子会社が未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

株式の価値算定に使用した評価方法 純資産法

当連結会計年度末における本源的価値の合計 千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																																												
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">5,580 千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">563</td> </tr> <tr> <td>特許権償却</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">625</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td style="text-align: right;">1,006</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">52,826</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">851,924</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">912,578</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">912,578</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">1,556千円</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳準備金</td> <td style="text-align: right;">2,592</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,148</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">4,148</td> </tr> </table>	未払事業税	5,580 千円	未払事業所税	563	特許権償却	50	減価償却費	625	新株予約権	1,006	試験研究費	52,826	繰越欠損金	851,924	繰延税金資産小計	912,578	評価性引当額	912,578	繰延税金資産合計	_____	特別償却準備金	1,556千円	圧縮記帳準備金	2,592	繰延税金負債合計	4,148	繰延税金負債の純額	4,148	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">5,302 千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">563</td> </tr> <tr> <td>特許権償却</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,291</td> </tr> <tr> <td>繰延資産償却</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td style="text-align: right;">3,239</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">847,358</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">858,793</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">858,793</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">_____</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">圧縮記帳準備金</td> <td style="text-align: right;">1,873千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,873</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,873</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.47%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">5.38%</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">23.10%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">64.20%</td> </tr> <tr> <td>負ののれん償却額</td> <td style="text-align: right;">6.50%</td> </tr> <tr> <td>持分法損益</td> <td style="text-align: right;">0.45%</td> </tr> <tr> <td>特別償却準備金等調整</td> <td style="text-align: right;">2.06%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.07%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2.66%</td> </tr> </table>	未払事業税	5,302 千円	未払事業所税	563	特許権償却	25	減価償却費	2,291	繰延資産償却	11	新株予約権	3,239	繰越欠損金	847,358	繰延税金資産小計	858,793	評価性引当額	858,793	繰延税金資産合計	_____	圧縮記帳準備金	1,873千円	繰延税金負債合計	1,873	繰延税金負債の純額	1,873	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.47%	住民税均等割	5.38%	株式報酬費用	23.10%	評価性引当額	64.20%	負ののれん償却額	6.50%	持分法損益	0.45%	特別償却準備金等調整	2.06%	その他	1.07%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.66%
未払事業税	5,580 千円																																																																												
未払事業所税	563																																																																												
特許権償却	50																																																																												
減価償却費	625																																																																												
新株予約権	1,006																																																																												
試験研究費	52,826																																																																												
繰越欠損金	851,924																																																																												
繰延税金資産小計	912,578																																																																												
評価性引当額	912,578																																																																												
繰延税金資産合計	_____																																																																												
特別償却準備金	1,556千円																																																																												
圧縮記帳準備金	2,592																																																																												
繰延税金負債合計	4,148																																																																												
繰延税金負債の純額	4,148																																																																												
未払事業税	5,302 千円																																																																												
未払事業所税	563																																																																												
特許権償却	25																																																																												
減価償却費	2,291																																																																												
繰延資産償却	11																																																																												
新株予約権	3,239																																																																												
繰越欠損金	847,358																																																																												
繰延税金資産小計	858,793																																																																												
評価性引当額	858,793																																																																												
繰延税金資産合計	_____																																																																												
圧縮記帳準備金	1,873千円																																																																												
繰延税金負債合計	1,873																																																																												
繰延税金負債の純額	1,873																																																																												
法定実効税率	40.69%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金算入されない項目	1.47%																																																																												
住民税均等割	5.38%																																																																												
株式報酬費用	23.10%																																																																												
評価性引当額	64.20%																																																																												
負ののれん償却額	6.50%																																																																												
持分法損益	0.45%																																																																												
特別償却準備金等調整	2.06%																																																																												
その他	1.07%																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.66%																																																																												
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.05%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.93%</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">4.00%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">39.05%</td> </tr> <tr> <td>持分法損益</td> <td style="text-align: right;">1.90%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.66%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1.78%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.05%	住民税均等割	1.93%	株式報酬費用	4.00%	評価性引当額	39.05%	持分法損益	1.90%	その他	1.66%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.78%																																																											
法定実効税率	40.69%																																																																												
(調整)																																																																													
交際費等永久に損金算入されない項目	1.05%																																																																												
住民税均等割	1.93%																																																																												
株式報酬費用	4.00%																																																																												
評価性引当額	39.05%																																																																												
持分法損益	1.90%																																																																												
その他	1.66%																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.78%																																																																												

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社による連結子会社の吸収合併

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、統合企業の法的形式並びに統合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

ワクチン・サイエンス株式会社(事業内容:ペプチドワクチンの研究及び開発)

(2) 統合企業の法的形式

当社オンコセラピー・サイエンス株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、ワクチン・サイエンス株式会社は解散しました。なお、本吸収合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併並びに、同法第784条第1項に定める略式合併であるため、当社及びワクチン・サイエンス株式会社は、株主総会の承認を得ずに合併をいたしました。

(3) 統合後企業の名称

オンコセラピー・サイエンス株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

取引の目的

これまで以上に研究開発体制の強化、充実を図り、グループ全体の研究成果の有効利用を促進することを目的とし、より一層の事業の推進ならびに事業領域の拡大に資するものと考えています。

合併の期日

平成19年9月30日

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(パーチェス法適用)

イムナス・ファーマ株式会社の子会社化

1.被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、統合後企業の名称、及び取得した議決権比率

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

イムナス・ファーマ株式会社(事業内容:抗体医薬の開発)

(2)企業結合を行った理由

抗体医薬の創薬研究及び臨床開発を一貫して、計画的かつ迅速に行うことを目的としております。

(3)企業結合日

平成19年9月21日

(4)企業結合の法的形式

株式の取得

(5)統合後企業の名称

オンコセラピー・サイエンス株式会社

(6)取得した議決権

27.1%

2.連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

3.被取得企業の取得原価及びその内訳

(1)取得した事業の取得原価

被取得企業の取得原価 50,000千円

取得原価の内訳 株式取得費用50,000千円

全て現金によっております。

4.発生した負ののれんの金額等

(1)発生した負ののれん金額 33,374千円

(2)発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識しておりません。

(3)償却方法及び償却期間

30ヶ月間の定額法により償却を行っております。

5.企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1)資産の額	312,706	千円
(主な内訳)		
預金	269,560	千円
工具器具備品	20,497	千円
(2)負債の額	5,469	千円
(主な内訳)		
未払金	4,244	千円

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、単一の事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、単一の事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外売上高が発生しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高が発生しないため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は 出資金 (千 円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
役員	富田 憲介			当社代表取 締役	直接 3.63		

取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
新株予約権の 行使	8,435		

(注) 1 上記のストックオプションは平成14年5月13日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、付与されたものであります。

2 上記のストックオプション行使により、株数が2,530株増加しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から、平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。この結果、開示対象になる取引はありません。

(1株当たり情報)

項目	前当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	41,867円36銭	42,126円00銭
1株当たり当期純利益又は 当期純損失()	1,022円51銭	739円09銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益については、潜在株式は存在す るものの、当期純損失が計上されてい るため記載しておりません。	636円88銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,491,436	8,645,025
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	135,086	121,208
新株予約権	24,889	77,854
少数株主持分	110,197	43,354
普通株式に係る純資産額(千円)	8,356,348	8,523,816
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期 末の普通株式の数(株)	199,591	202,341

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失()及び潜在株式調整後1株あたり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	202,073	148,249
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	202,073	148,249
普通株式の期中平均株式数(株)	197,625	200,584
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の内訳(千円)		
当期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳(株)		
新株予約権		32,192
普通株式増加数(株)		32,192

<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年5月13日 (新株予約権4,790個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権480個)</p>
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年7月24日 (新株予約権21,905個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,866個)</p>
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月27日 (新株予約権4,704個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権665個)</p>
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年7月15日 (新株予約権8,525個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権10個)</p>
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権540個)</p>	
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権5,646個)</p>	
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月27日 (新株予約権1,470個)</p>	
	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権1,270個)</p>	

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 新株予約権の付与 平成19年6月28日開催の定時株主総会及び平成20年6月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の発行日 平成20年6月16日 発行する新株予約権の総数 620個 (新株予約権1個につき1株) 100個 (新株予約権1個につき1株) 新株予約権の発行価格 無償とする 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 620個 当社普通株式 100個 新株予約権行使時の払込金額 1株につき143,798円 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 89,154,760円 14,379,800円 新株予約権の行使期間 平成22年6月17日より平成30年6月16日 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき71,899円 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社従業員 30名 当社社外協力者 9名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成20年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役、監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役、監査役の報酬として相当であると存じます。 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。 	<p>(1) 新株予約権の付与 平成20年6月27日開催の定時株主総会及び平成21年6月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の発行日 平成21年6月26日 発行する新株予約権の総数 2,920個 (新株予約権1個につき1株) 70個 (新株予約権1個につき1株) 新株予約権の発行価格 無償とする 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,920株 当社普通株式 70株 新株予約権行使時の払込金額 1株につき169,000円 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 493,480,000円 11,830,000円 新株予約権の行使期間 平成23年6月27日より平成31年6月26日 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき84,500円 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 36名 当社社外協力者 7名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成21年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役、監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役、監査役の報酬として相当であると存じます。 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式3,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勧案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 3,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役、監査役に付与する新株予約権はそれぞれ500個を上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$</p>	<p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式3,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勧案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 3,000個を上限とする。なお、このうち、当社取締役に付与する新株予約権は1,000個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$</p>

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求、）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>	<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求、）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	<p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	111,051			
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)				
その他有利子負債				
合計	111,051			

(注) 1 長期借入金のうち独立行政法人科学技術振興機構からの借入金(111,051千円)は無利息であります。

2 長期借入金のうち独立行政法人科学技術振興機構からの借入金(111,051千円)は、契約を解約、返金したため、当期末残高はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
事業収益(千円)	79,401	143,010	270,698	2,834,465
税金等調整前四半期 純利益(は四半期 純損失)(千円)	648,548	653,568	494,854	1,880,601
四半期純利益(は 四半期純損失) (千円)	632,924	644,426	481,842	1,907,442
1株当たり四半期純 利益(は四半期純 損失)(円)	3,169.90	3,221.52	2,402.01	9,440.40

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,116,188	7,804,045
売掛金	21,885	251,648
有価証券	3,000,000	-
原材料	44,480	-
貯蔵品	2,624	-
原材料及び貯蔵品	-	49,040
前渡金	44,201	255,111
前払費用	20,383	23,529
未収入金	8,090	7,902
その他	2,496	108
流動資産合計	8,260,349	8,391,386
固定資産		
有形固定資産		
建物	199,250	202,104
減価償却累計額	29,428	40,506
建物(純額)	169,822	161,597
機械及び装置	129,954	129,954
減価償却累計額	94,209	103,145
機械及び装置(純額)	35,744	26,808
工具、器具及び備品	314,888	388,096
減価償却累計額	173,742	240,496
工具、器具及び備品(純額)	141,146	147,600
有形固定資産合計	346,713	336,006
無形固定資産		
特許権	150,607	130,120
ソフトウェア	9,262	4,188
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	159,942	134,381
投資その他の資産		
関係会社株式	130,000	130,000
長期前払費用	7,485	1,348
差入保証金	57,052	56,804
投資その他の資産合計	194,537	188,153
固定資産合計	701,193	658,541
資産合計	8,961,543	9,049,928

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	365,911	281,950
未払費用	39,274	16,836
未払法人税等	17,212	16,633
未払事業所税	1,384	1,384
未払消費税等	33,011	44,790
前受金	5,178	-
預り金	5,171	4,863
その他	-	16,899
流動負債合計	467,145	383,357
固定負債		
長期借入金	111,051	-
繰延税金負債	4,148	1,873
固定負債合計	115,199	1,873
負債合計	582,344	385,231
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,483,011	3,492,620
資本剰余金		
資本準備金	6,448,233	6,457,842
資本剰余金合計	6,448,233	6,457,842
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	6,469	2,268
圧縮記帳積立金	5,272	3,936
繰越利益剰余金	1,588,677	1,369,824
利益剰余金合計	1,576,935	1,363,619
株主資本合計	8,354,309	8,586,843
新株予約権	24,889	77,854
純資産合計	8,379,198	8,664,697
負債純資産合計	8,961,543	9,049,928

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
事業収益	1,972,835	3,327,575
事業費用		
研究開発費	1,927,944 ₁	2,879,529 ₁
販売費及び一般管理費	282,018 ₂	280,509 ₂
事業費用合計	2,209,963	3,160,038
営業利益又は営業損失()	237,128	167,537
営業外収益		
受取利息	14,811	15,633
有価証券利息	17,899	17,802
為替差益	20,629	2,684
助成金収入	- ₃	41,023 ₃
業務受託料	-	5,546
雑収入	185	888
営業外収益合計	53,526	83,577
経常利益又は経常損失()	183,602	251,114
特別利益		
固定資産売却益	- ₄	204 ₄
研究費用精算益	107,040 ₅	- ₅
特別利益合計	107,040	204
特別損失		
固定資産除却損	21,054 ₆	36,068 ₆
抱合せ株式消滅差損	205,378	-
特別損失合計	226,433	36,068
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	302,994	215,250
法人税、住民税及び事業税	2,141	4,210
法人税等調整額	1,659	2,275
法人税等合計	3,800	1,934
当期純利益又は当期純損失()	306,795	213,315

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,465,396	3,483,011
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	17,615	9,609
当期変動額合計	17,615	9,609
当期末残高	3,483,011	3,492,620
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	6,430,618	6,448,233
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	17,615	9,609
当期変動額合計	17,615	9,609
当期末残高	6,448,233	6,457,842
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	10,887	6,469
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	4,417	4,200
当期変動額合計	4,417	4,200
当期末残高	6,469	2,268
圧縮記帳積立金		
前期末残高	7,373	5,272
当期変動額		
圧縮記帳積立金の取崩	2,100	1,336
当期変動額合計	2,100	1,336
当期末残高	5,272	3,936
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,288,400	1,588,677
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	306,795	213,315
特別償却準備金の取崩	4,417	4,200
圧縮記帳積立金の取崩	2,100	1,336
当期変動額合計	300,277	218,853
当期末残高	1,588,677	1,369,824
利益剰余金合計		
前期末残高	1,270,140	1,576,935
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	306,795	213,315

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別償却準備金の取崩	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	306,795	213,315
当期末残高	1,576,935	1,363,619
株主資本合計		
前期末残高	8,625,873	8,354,309
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	35,230	19,218
当期純利益又は当期純損失（ ）	306,795	213,315
当期変動額合計	271,564	232,534
当期末残高	8,354,309	8,586,843
新株予約権		
前期末残高	-	24,889
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,889	52,964
当期変動額合計	24,889	52,964
当期末残高	24,889	77,854
純資産合計		
前期末残高	8,625,873	8,379,198
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	35,230	19,218
当期純利益又は当期純損失（ ）	306,795	213,315
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,889	52,964
当期変動額合計	246,675	285,498
当期末残高	8,379,198	8,664,697

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債権 原価法 (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) (2) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 原材料 移動平均法による原価法 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 (1) 原材料 移動平均法 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～18年 機械及び装置 3～13年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～18年 機械及び装置 3～13年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。	貸倒引当金 同左
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>有形固定資産の減価償却方法の変更</p> <p>当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。</p> <p>なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はございません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はございません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表)	<p>(貸借対照表)</p> <p>財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「原材料」「貯蔵品」と掲記されたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」に表示変更しております。なお、当事業年度の「原材料」「貯蔵品」それぞれは46,538千円と2,501千円であります。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当事業年度より、法人税法の改定に伴い、平成19年3月31日以前に取得した固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は、軽微であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1 定期預金等の一部に質権を設定し、長期借入金 の担保に供しております。 (1)担保に供している資産 現金及び預金 50,000千円 (2)上記に対応する債務 長期借入金 111,051千円	1

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)														
1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおり であります。 外注費 589,373千円 試薬費 270,316 給与手当 260,628 支払手数料 203,441 減価償却費 109,022 共同研究費 90,247	1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおり であります。 外注費 1,263,644千円 試薬費 292,537 給与手当 335,055 支払手数料 265,756 減価償却費 117,797 共同研究費 91,752														
2 販売費に属する費用の割合は0.1%一般管理費に 属する費用の割合は、99.9%であります。 支払手数料 84,150千円 給与手当 42,112 役員報酬 40,800 地代家賃 28,600 租税公課 25,596 減価償却費 5,914	2 販売費に属する費用の割合は0.1%一般管理費に 属する費用の割合は、99.9%であります。 支払手数料 69,609千円 給与手当 50,383 役員報酬 43,118 地代家賃 28,261 租税公課 26,772 減価償却費 5,811														
3	3 助成金収入の41,023千円は独立行政法人新エネ ルギー・産業技術総合開発機構の「基礎研究から臨 床研究への橋渡し促進技術開発/橋渡し促進技術 開発/Onco antigenを標的とした新規 癌ペプチドワクチンの製品化を短期間を実現化す る臨床研究技術の開発」の採択による受給額であ ります。														
4	4 固定資産売却益の内容は次の通りであります。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">204千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">204</td> </tr> </table>	工具、器具及び備品	204千円	計	204										
工具、器具及び備品	204千円														
計	204														
5 一部の研究費用につきまして、研究終了にとも なう精算により精算益が発生しております。	5														
6 固定資産除却損の内容は次の通りであります。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">特許権</td> <td style="text-align: right;">20,760千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">建物</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">262</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">21,054</td> </tr> </table>	特許権	20,760千円	建物	31	工具、器具及び備品	262	計	21,054	6 固定資産除却損の内容は次の通りであります。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">特許権</td> <td style="text-align: right;">35,875千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">192</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">36,068</td> </tr> </table>	特許権	35,875千円	工具、器具及び備品	192	計	36,068
特許権	20,760千円														
建物	31														
工具、器具及び備品	262														
計	21,054														
特許権	35,875千円														
工具、器具及び備品	192														
計	36,068														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1	
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		
工具器具備品					
合計					
(2) 未経過リース料期末残高相当額					
1年内				千円	
1年超					
合計					
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失					
支払リース料				31,666千円	
減価償却費相当額				30,910	
支払利息相当額				179	
(4) 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					
(5) 支払利息相当額の算定方法					
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。					
2 オペレーティングリース取引				2 オペレーティングリース取引	
未経過リース料				未経過リース料	
1年内				1年内	
1,181千円				2,385千円	
1年超				1年超	
				2,527	
合計				合計	
1,181				4,912	
減損損失について				減損損失について	
リース資産に配分された減損損失はありません。					

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

時価のある子会社株式、及び関連会社株式はありません。

当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

時価のある子会社株式、及び関連会社株式はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,332千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">563</td></tr> <tr><td>特許権償却</td><td style="text-align: right;">50</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">625</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">1,006</td></tr> <tr><td>試験研究費</td><td style="text-align: right;">52,826</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">714,411</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">774,816</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">774,816</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>特別償却準備金</td><td style="text-align: right;">1,556千円</td></tr> <tr><td>圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">2,592</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">4,148</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">4,148</td></tr> </table>	未払事業税	5,332千円	未払事業所税	563	特許権償却	50	減価償却費	625	新株予約権	1,006	試験研究費	52,826	繰越欠損金	714,411	繰延税金資産小計	774,816	評価性引当額	774,816	繰延税金資産合計	_____	特別償却準備金	1,556千円	圧縮記帳準備金	2,592	繰延税金負債合計	4,148	繰延税金負債の純額	4,148	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,054千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">563</td></tr> <tr><td>特許権償却</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,279</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">3,239</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">651,579</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">662,742</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">662,742</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">1,873千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">1,873</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">1,873</td></tr> </table>	未払事業税	5,054千円	未払事業所税	563	特許権償却	25	減価償却費	2,279	新株予約権	3,239	繰越欠損金	651,579	繰延税金資産小計	662,742	評価性引当額	662,742	繰延税金資産合計	_____	圧縮記帳準備金	1,873千円	繰延税金負債合計	1,873	繰延税金負債の純額	1,873
未払事業税	5,332千円																																																				
未払事業所税	563																																																				
特許権償却	50																																																				
減価償却費	625																																																				
新株予約権	1,006																																																				
試験研究費	52,826																																																				
繰越欠損金	714,411																																																				
繰延税金資産小計	774,816																																																				
評価性引当額	774,816																																																				
繰延税金資産合計	_____																																																				
特別償却準備金	1,556千円																																																				
圧縮記帳準備金	2,592																																																				
繰延税金負債合計	4,148																																																				
繰延税金負債の純額	4,148																																																				
未払事業税	5,054千円																																																				
未払事業所税	563																																																				
特許権償却	25																																																				
減価償却費	2,279																																																				
新株予約権	3,239																																																				
繰越欠損金	651,579																																																				
繰延税金資産小計	662,742																																																				
評価性引当額	662,742																																																				
繰延税金資産合計	_____																																																				
圧縮記帳準備金	1,873千円																																																				
繰延税金負債合計	1,873																																																				
繰延税金負債の純額	1,873																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.80%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.36%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">3.01%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">36.96%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.19%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">1.25%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.80%	住民税均等割	1.36%	株式報酬費用	3.01%	評価性引当額	36.96%	その他	0.19%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.25%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.57%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.96%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">8.98%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">52.10%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.80%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">0.90%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.57%	住民税均等割	1.96%	株式報酬費用	8.98%	評価性引当額	52.10%	その他	0.80%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.90%																				
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金算入されない項目	0.80%																																																				
住民税均等割	1.36%																																																				
株式報酬費用	3.01%																																																				
評価性引当額	36.96%																																																				
その他	0.19%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.25%																																																				
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金算入されない項目	0.57%																																																				
住民税均等割	1.96%																																																				
株式報酬費用	8.98%																																																				
評価性引当額	52.10%																																																				
その他	0.80%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.90%																																																				

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

前事業年度は、連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため記載しておりません。

当事業年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	41,857円14銭	42,437円48銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	1,552円41銭	1,063円47銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	916円40銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	8,379,198	8,664,697
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	24,889	77,854
普通株式に係る純資産額(千円)	8,354,309	8,586,843
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	199,591	202,341

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()		
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	306,795	213,315
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	309,795	213,315
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	197,625	200,584
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定 に用いられた当期純利益調整額の内訳(千 円)		
当期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定 に用いられた普通株式増加数の内訳(株)		
新株予約権		32,192
普通株式増加数(株)		32,192
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年5月13日 (新株予約権4,790個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年7月24日 (新株予約権21,905個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成14年11月27日 (新株予約権4,704個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年7月15日 (新株予約権8,525個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権540個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権5,646個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月27日 (新株予約権1,470個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権1,270個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権480個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,866個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成19年6月28日 (新株予約権665個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権10個)</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 新株予約権の付与 平成19年6月28日開催の定時株主総会及び平成20年6月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成20年6月16日 2. 発行する新株予約権の総数 620個 (新株予約権1個につき1株) 100個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 620個 (新株予約権1個につき1株) 100個 (新株予約権1個につき1株) 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき143,798円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 89,154,760円 14,379,800円 7. 新株予約権の行使期間 平成22年6月17日より平成30年6月16日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき71,899円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社従業員 30名 当社社外協力者 9名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成20年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 	<p>(1) 新株予約権の付与 平成20年6月27日開催の定時株主総会及び平成21年6月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成21年6月26日 2. 発行する新株予約権の総数 2,920個 (新株予約権1個につき1株) 70個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 2,920株 (新株予約権1個につき1株) 70株 (新株予約権1個につき1株) 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき169,000円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 493,480,000円 11,830,000円 7. 新株予約権の行使期間 平成23年6月27日より平成31年6月26日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき84,500円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 36名 当社社外協力者 7名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成21年6月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式3,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 3,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役、監査役に付与する新株予約権はそれぞれ500個を上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$	<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式3,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 3,000個を上限とする。なお、このうち、当社取締役に付与する新株予約権は1,000個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>
$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$	$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$
<p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>	<p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>	<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	199,250	2,853		202,104	40,506	11,078	161,597
機械及び装置	129,954			129,954	103,145	8,936	26,808
工具、器具及び備品	314,888	78,589	5,381	388,096	240,496	71,558	147,600
有形固定資産計	644,093	81,443	5,381	720,154	384,148	91,573	336,006
無形固定資産							
特許権	213,532	40,446	52,207	201,770	71,650	25,057	130,120
ソフトウェア	53,681	1,904		55,585	51,397	6,977	4,188
電話加入権	72			72			72
無形固定資産計	267,286	42,350	52,207	257,429	123,047	32,035	134,381
長期前払費用	7,485	141	6,278	1,348			1,348
繰延資産							
繰延資産計							

注1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

・ 研究開発用工具、器具及び備品

78,589 千円

注2. 特許権当期増加の主なものは、以下のとおりであります。

・ 譲受けた特許出願権に関する出願手数料等

40,446 千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	31
預金	
普通預金	7,804,014
小計	7,804,014
合計	7,804,045

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
扶桑薬品工業(株)	226,273
大塚製薬(株)	25,375
合計	251,648

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
21,885	3,438,337	3,208,574	251,648	92.7	14.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
研究用試薬品	46,538
消耗品	2,501
合計	49,040

流動負債

a 未払金

相手先	金額(千円)
AMRI	34,615
イーピーエス株式会社	34,425
東洋紡績株式会社	32,797
新日本科学株式会社	31,195
株式会社クラヤ三星堂	19,260
その他	129,655
合計	281,950

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日より3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
単元未満株の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページにしておりそのアドレスは次のとおりです。 http://www.oncotherapy.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 第7期	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月27日 関東財務局長に提出
(2)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第8期 第1四半期	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年8月13日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第8期 第2四半期	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成20年11月10日 関東財務局長に提出
(4)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第8期 第3四半期	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月9日 関東財務局長に提出
(5)	臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示 に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づき提出する ものであります。		平成21年3月19日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久 依

指定社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久 依

指定社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、オンコセラピー・サイエンス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依

指定社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久 依

指定社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。